

甲州市環境基本計画

平成24年度～平成35年度



清らかな流れと 豊かな緑 果実の郷 甲州市

平成24年3月
甲州市

はじめに



本市は、緑豊かな山々や森林、広大な果樹地帯や溪谷の清流など自然からの恩恵を受ける恵まれた環境にあります。

一方で、資源やエネルギーの消費、排出される廃棄物や異常気象による生態系への悪影響等、様々な環境問題への対応が課題となっております。

このような状況に対応するため、本市のもつ環境資源や自然的・社会的特性を活かし、甲州市環境基本条例で定める基本理念の「市民の健康で安全かつ快適な生活環境の確保と継承」「多様な生態系に配慮した自然環境との共生」「人類共通の地球環境保全の推進」を重要課題ととらえ、これらの実現に向けて環境基本計画を策定しました。

また、策定にあたっては、市民・事業所を対象としたアンケートやパブリックコメントを行うことで市民の皆様方の環境に対する思いも反映しました。

今後は、この甲州市環境基本計画を市民の皆様にご理解いただくとともに、本計画で定める「**廃棄物の減量と資源の有効活用**」「**地域資源を活かした再生エネルギーの導入及び普及促進**」「**市民及び事業者が主体的に取り組むための基盤づくり**」などの重点施策を着実に実施し、住みよい環境都市の実現を目指して積極的に取り組んでまいります。

結びに本計画の策定にあたり、計画内容をご審議いただきました環境審議会委員の皆様、また、アンケート等にご協力いただいた市民の皆様には、貴重なご意見やご提言をお寄せいただきましたことに心より感謝申し上げます。

皆様方の一層のご理解とご協力、そして積極的なご参加をお願い申し上げます。

平成24年3月

甲州市長 **田 辺 篤**

目 次

第1章 計画の基本的事項

1-1	計画策定の目的	2
1-2	計画の位置づけ	2
1-3	計画の対象期間	3
1-4	計画の対象とする環境	3
1-5	計画の対象主体	3
1-6	計画の対象地域	4

第2章 甲州市が特に取り組むべき課題

2-1	自然環境	6
2-2	生活環境	8
2-3	快適環境	9
2-4	地球環境	10
2-5	環境保全に取り組むための基盤づくり	12

第3章 計画の目標

3-1	甲州市の環境保全・創造の基本理念	14
3-2	甲州市が目指す環境像	15
3-3	環境目標	16

第4章 環境施策

4-1	各主体の役割	20
4-2	環境施策の体系	21
4-3	環境施策	22
	[自然環境] 豊かな自然と共生するまち	23
	[生活環境] 安全・安心で健やかに暮らせるまち	33
	[快適環境] 心地よく愛着がもてるまち	41
	[地球環境] 身近なことから地球のために取り組むまち	46
	[環境保全に取り組むための基盤づくり]	
	一人ひとりがやりがいをもち、自主的に取り組むまち	50
4-4	環境指標	57

第5章 重点施策

[重点施策1] 耕作放棄地解消に向けた、 都市住民との交流促進の仕組みづくり	6 2
[重点施策2] 市民や事業者との協働による、 森林の維持・管理・保育	6 3
[重点施策3] 地域の特性に応じた 生活排水処理施設の計画的な整備	6 4
[重点施策4] 廃棄物の減量と資源の有効活用	6 5
[重点施策5] 地域資源を活かした再生可能エネルギーの 導入・普及促進	6 6
[重点施策6] 市民・事業者が主体的に 取り組むための基盤づくり	6 7

第6章 計画の推進・進行管理

6-1 計画の推進体制	7 0
6-2 計画の進行管理	7 2
6-3 経済的障壁への対応方策の検討	7 3

— 資料編 —

資料. 1 甲州市環境基本条例	資料編 2
資料. 2 計画の策定体制	資料編 5
資料. 3 計画の策定経過	資料編 6
資料. 4 甲州市環境基本計画策定について（諮問・答申）	資料編 7
資料. 5 用語解説	資料編 10

※ 字句右肩の「＊」は対象語句が用語解説へ掲載されていることを示します。

第1章

計画の基本的事項

計画策定の背景・目的や計画の役割と位置づけ、計画期間、対象とする環境、対象地域、対象主体とその役割など、本計画の前提となる基本的事項を整理しています。

- 1－1 計画策定の目的
 - 1－2 計画の位置づけ
 - 1－3 計画の対象期間
 - 1－4 計画の対象とする環境
 - 1－5 計画の対象主体
 - 1－6 計画の対象地域
-

第1章 計画の基本的事項

1-1 計画策定の目的

本市は広大な森林地域をはじめ清らかな水の流れる溪谷や河川など、豊かな自然に恵まれています。

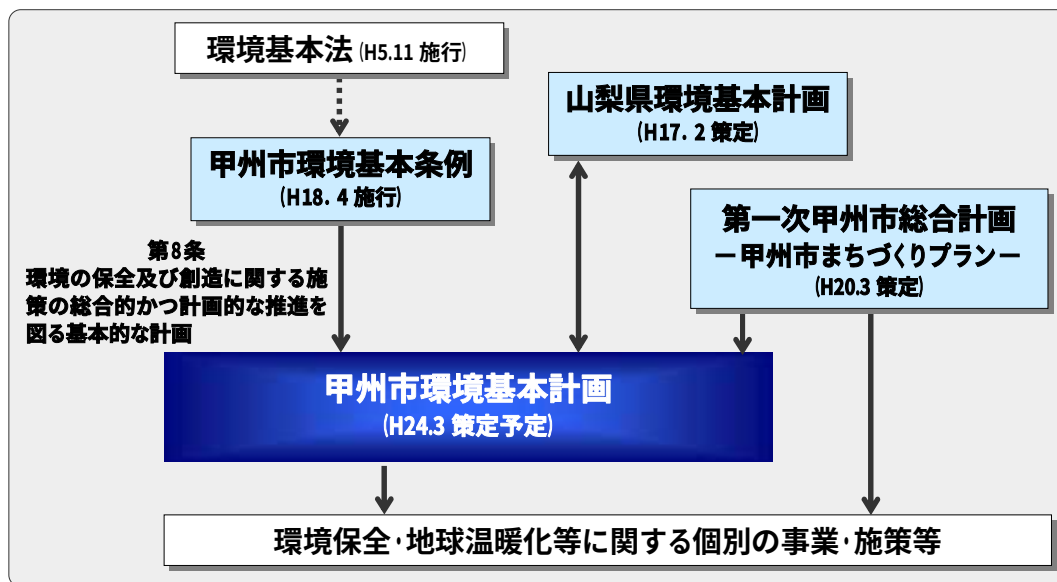
しかし、野生生物の生息空間の減少や地球温暖化問題など様々な環境の悪化が懸念され、特に近年の環境問題については、私たちの日々の生活や事業活動に伴って引き起こされており、その解決に向けては、一人ひとりの行動や地域からの取り組みがとても重要となってきます。

本計画は本市のかけがえのない環境の保全と創造に向けた長期的な目標と施策の方向性を示し、甲州市環境基本条例で定める基本理念の実現を目的として策定しました。

1-2 計画の位置づけ

本市における本計画の位置づけは、主に以下に示すとおりです。

- ◆ 環境面において本市の最も基本となる計画であり、「第一次甲州市総合計画」を環境面から具現化するための指針とするもの
- ◆ 「甲州市環境基本条例」に掲げる基本理念を具現化するものであり、環境の保全に関する目標及び施策の基本的な方向性を示すとともに、これに基づき、市の各部門において施策を立案・実施するための指針とするもの



▲計画の位置づけ、相互の関連性

1-3 計画の対象期間

甲州市環境基本計画は、平成29年を中間年とし、平成24年度から平成35年度までの12年間を計画期間とします。

なお、本市の環境を取り巻く状況の変化等を踏まえ、必要に応じて計画の見直しを行います。

1-4 計画の対象とする環境

本計画の対象となる環境の範囲は、概ね以下のとおりです。

自然環境	私達の身のまわりに存在する空気や土、生物など、生物の生存基盤となる環境 農地・果樹園／森林／河川・水辺／動植物・生態系 など
生活環境	私達が生活・活動することにより何らかの影響を受け、新たに発生する環境 大気質、音、におい・かおり／水・土壤環境／廃棄物 など
快適環境	生活空間の中の緑、音、香り、景観など、ふれあいの中で快適と感じる環境 都市的環境／まち美化 など
地球環境	地球的規模で変化・進行する環境 地球温暖化 など

1-5 計画の対象主体

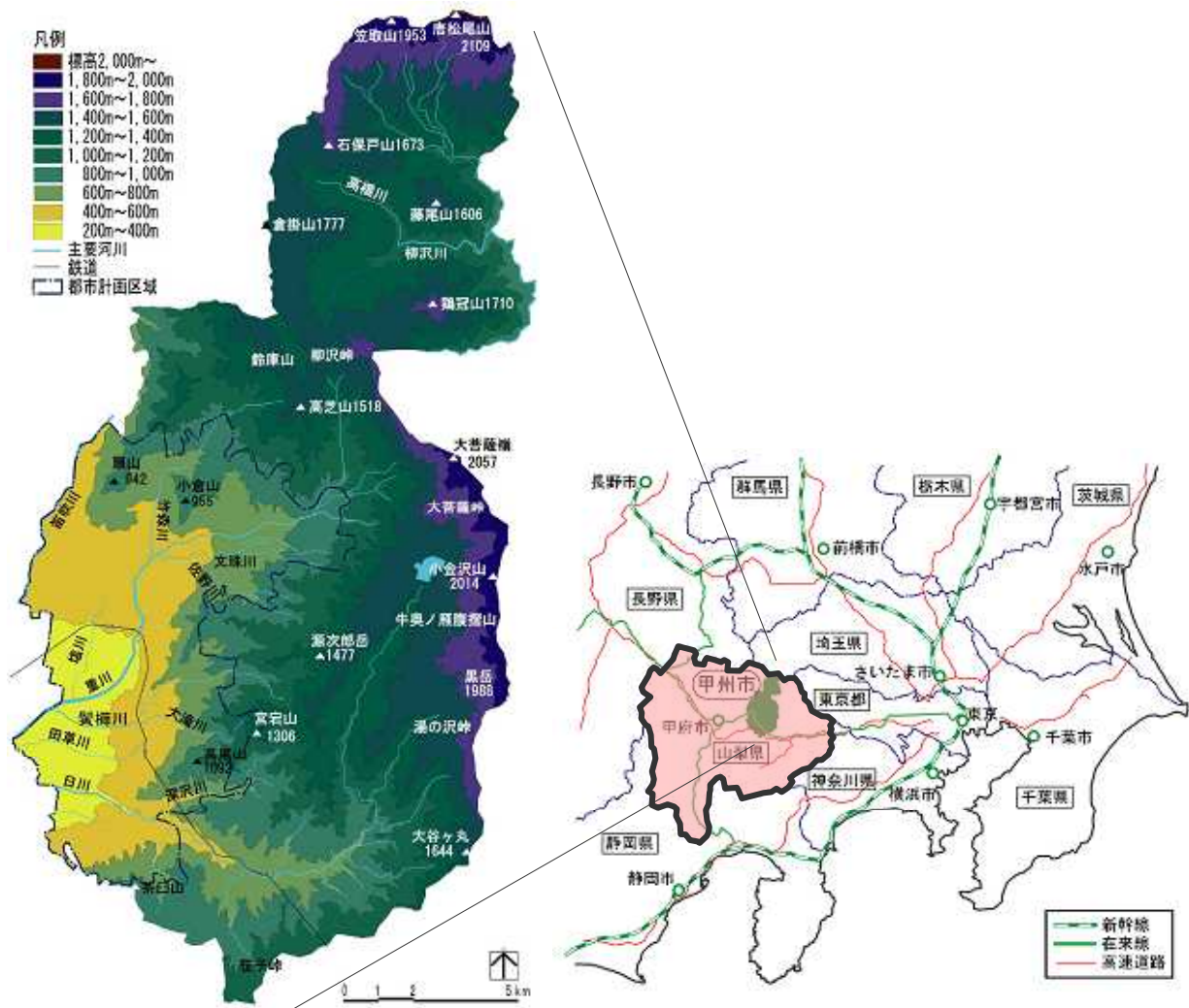
本計画の対象とする主体は、市民、事業者、滞在者※及び市とします。

※ 滞在者－出張、観光・レクリエーション等による市内の一時滞在者及び、通過者を指す

1 - 6 計画の対象地域

本計画は甲州市全域を対象とします。また、地域により環境の特性や取り組みなどが異なるため、各地域性にも配慮するものとします。

ただし、大気や水、地球環境問題など、流域あるいは広域に対応することが望ましい事項については、周辺地域や山梨県、国及び地球全域も視野に入れた計画とします。



▲ 計画の対象地域

第2章 甲州市が 特に取り組むべき課題

環境状況調査や市民・事業者を対象としたアンケート調査等により把握・分析した、本市の環境の特徴と本市が特に取り組むべき課題について整理しています。

2－1 自然環境

2－2 生活環境

2－3 快適環境

2－4 地球環境

2－5 環境保全に取り組むための基盤づくり

第2章 甲州市が特に取り組むべき課題

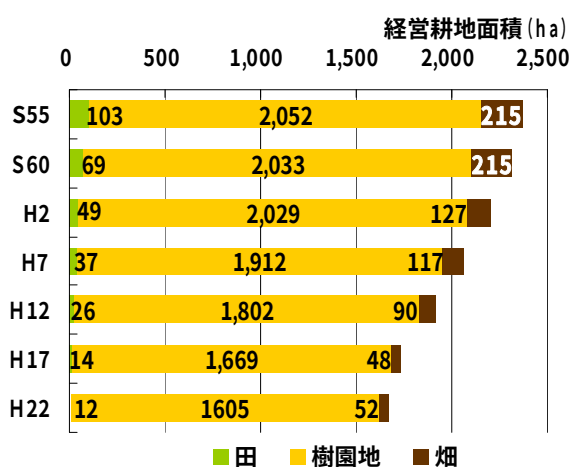
2-1 自然環境

① 農業振興を通じた耕作放棄地の利活用

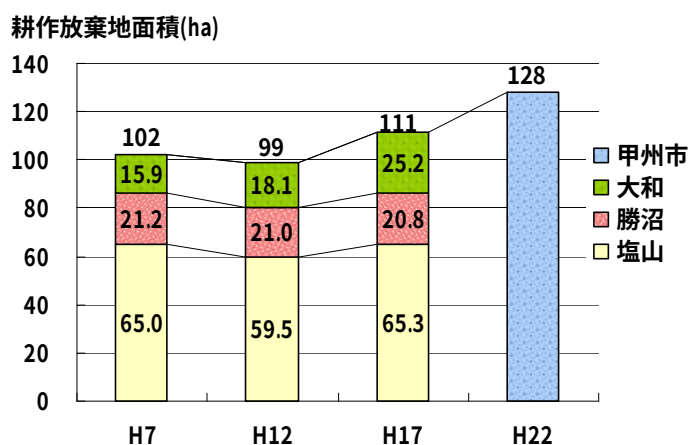
農地は作物を生産し、さらに生物の生息空間や農村景観の要素としても重要な役割を担っています。本市はぶどうやモモをはじめとする果樹栽培が盛んであり、市域面積の約1割を農地が占めています。

しかし、農業人口は年々減少しており、これに伴う担い手不足により、経営耕地面積も減少する傾向にあります。耕作放棄地は、病害虫の発生や雑草繁茂の原因となるほか、景観の悪化にも繋がります。

担い手の育成・確保や基盤整備、環境保全型農業等を通して農業振興を推進し、耕作放棄地の活用に取り組むことが求められます。



▲ 経営耕地面積の推移
資料：農林業センサス

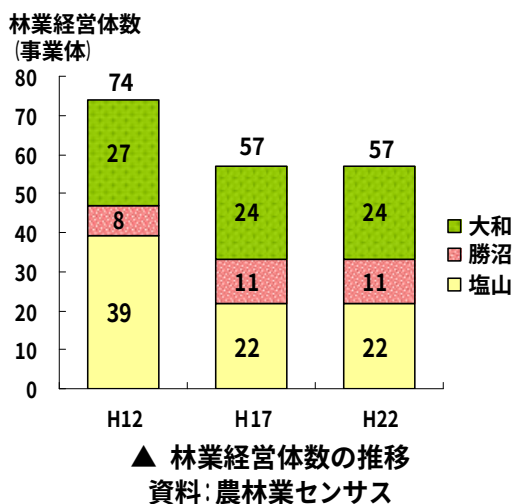
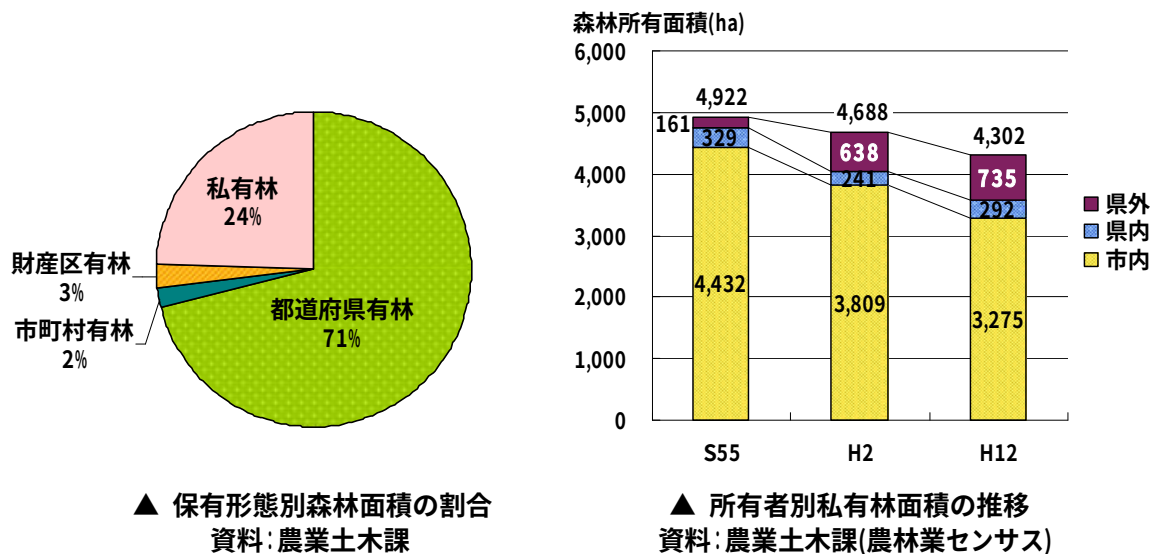


▲ 耕作放棄地面積の推移
資料：農林業センサス

② 森林の適切な維持・管理・保育

本市は大菩薩山系や秩父山系をはじめとする、市域面積の約8割を占める森林を有しており、自然環境保全地区に指定されているほか、山岳観光や自然観察会など賑わいを見せています。このように、森林は生物の生息空間として、また自然とのふれあいの場として機能しており、さらに、水源涵養や災害防止など多面的な機能を担っています。

市内の林野面積は横ばいで推移していますが、林業経営体数は減少傾向にあるほか、森林の所有者が市内に不在にしていることから管理が行き届いておらず、森林の荒廃拡大が懸念されます。担い手の育成や林道整備、各主体の協働により、森林の維持・管理と保育を進めていくことが求められます。



③ 山林や農地、河川周辺の緑のネットワーク形成

本市は小金沢山コメツガやシラベの亜高山帯林衝、大滝不動のツガをはじめ、森林や河川、農地、社寺林など、生物が生息する様々な環境を有しており、市内5箇所を鳥獣保護区域にしているほか、三窪のレンゲツツジの生育地等を自然記念物に指定するなど、その保全を進めています。

生物の移動や分散を促し、より安定した生態系を形成するためには、ネットワークを形成し生物の生息空間を連続させることが求められます。

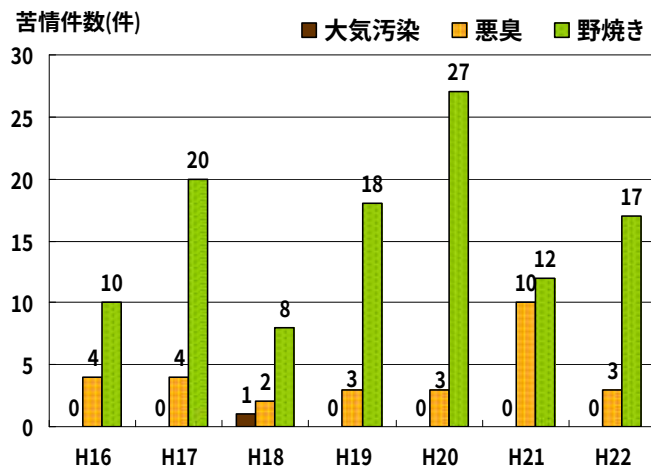
2-2 生活環境

① (法律の順守や近隣への配慮等を通じた) 野焼きの防止

本市の大気環境は概ね良好な状態を維持しています。

しかし、市役所へ寄せられる周辺環境に関する苦情に注目すると、野焼きに関することが多く、最も不満に感じられている問題の一つです。

野焼きや家庭ごみの焼却は法律で禁止されています。法律の順守を徹底するとともに、近隣への配慮などマナー・モラルの向上が求められます。



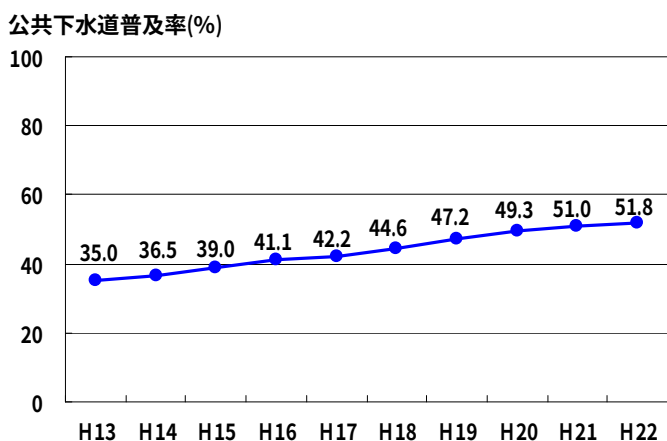
▲大気汚染、悪臭及び野焼きに関する苦情処理件数の推移

資料：環境政策課

② 生活排水処理における、公共下水道や合併処理浄化槽の普及促進

本市の生活排水処理方法については、公共下水道及び合併処理浄化槽を利用している人口が年々増加しており、環境負荷の少ない方法への転換が進行しています。

しかし、緊縮財政により十分な投資が出来ないため、状況に応じたより効果的な整備が求められます。



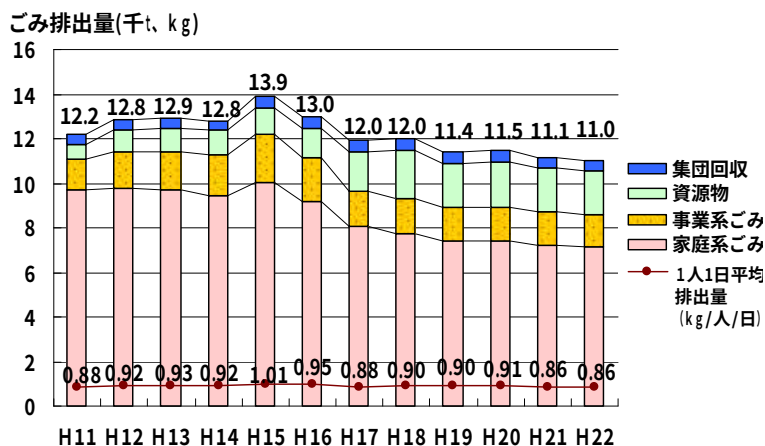
▲ 公共下水道普及率の推移

資料：都市整備課

③ 各主体が一体となった3R*の普及促進

本市のごみ排出量は平成15年を頂点として、減少傾向にあり、生活系ごみについては、1人1日平均排出量が、山梨県内の平均値を下回っています。

各主体が一体となり、日常生活や事業に伴うごみについて3Rの視点から取り組むことにより、ごみの排出を抑制していくことが求められます。



▲ ごみ排出量の推移

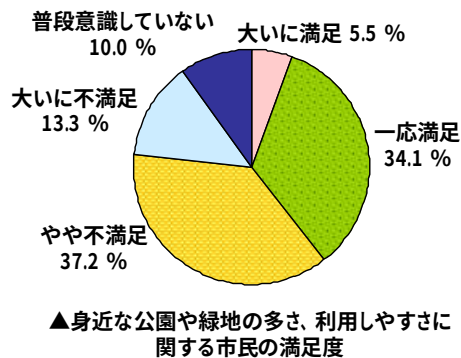
資料：一般廃棄物処理基本計画

2-3 快適環境

① 身近な公園や緑地の整備・充実

本市は、都市公園をはじめ33箇所の大小様々な公園を所有しています。

身近な公園や緑地の多さ・利用のしやすさに対する市民の意見としては、約4割の市民が「大いに満足」「一応満足」と答えています。しかし一方で、不満を示す回答もあります。ニーズや目的に合った、身近で安全な公園の整備・増設が求められます。



▲塩山ふれあいの森総合公園



▲於曾公園



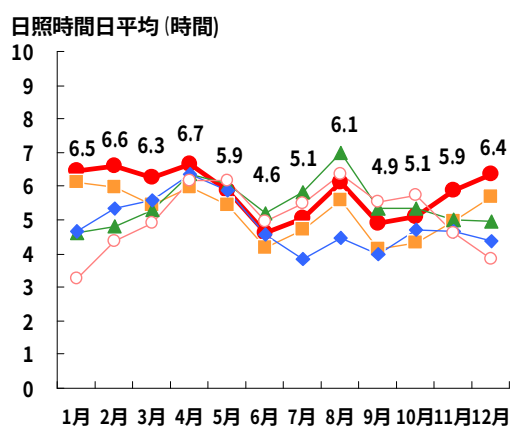
▲勝沼健康公園

2-4 地球環境

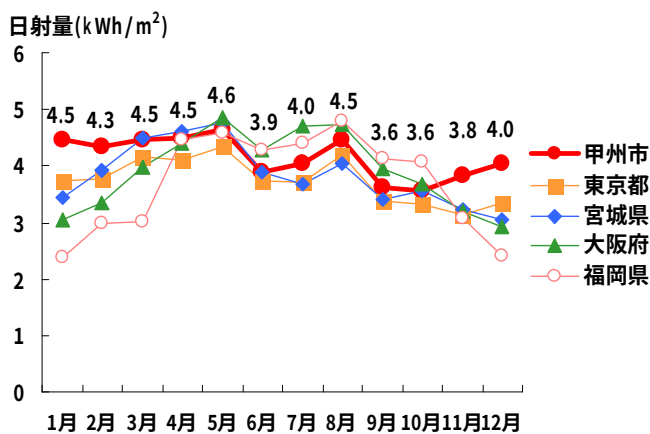
① 自然的特性を活かした再生可能エネルギーの利活用の促進 (太陽エネルギー、バイオマス、小水力 など)

本市の気候は少雨地帯で晴天が多い特徴があります。日照時間及び日射量はともに年間を通して比較的増減が少なく、高い値を示しており、太陽光発電や太陽熱利用に適していると考えられます。

また、本市は市域面積の約8割を森林が占める自然的特性があるほか、果樹栽培やワイン製造の過程で植物性残さが多量に発生しており、これらをバイオマス発電へ利用するなど、再生可能エネルギーの利活用促進に向けた取り組みが求められます。



▲日照時間日平均(1986年～2011年)
資料:気象庁(勝沼アメダス観測所)



▲最適傾斜角における月別日射量(1961～1990年)
資料:NEDO

② 家庭や事業所における省エネ(節電)の徹底、エコドライブの普及促進

本市の温室効果ガス排出において、民生家庭部門からの排出量が増加する傾向にあります。また、東日本大震災を契機として省エネ(節電)の徹底が求められており、市では『節電宣言』を通して家庭や事業者における省エネの実践を促進する取り組みを促進しています。このような省エネ活動を定着・浸透させ、継続的に行っていくことが必要です。

本市の地形は起伏が多い特徴があり、生活において自動車は必要不可欠な存在となっています。市内の温室効果ガス排出量も48%を運輸部門が占めています。温室効果ガスの排出抑制に向けて、アイドリングストップなど、エコドライブに取り組むことが求められます。

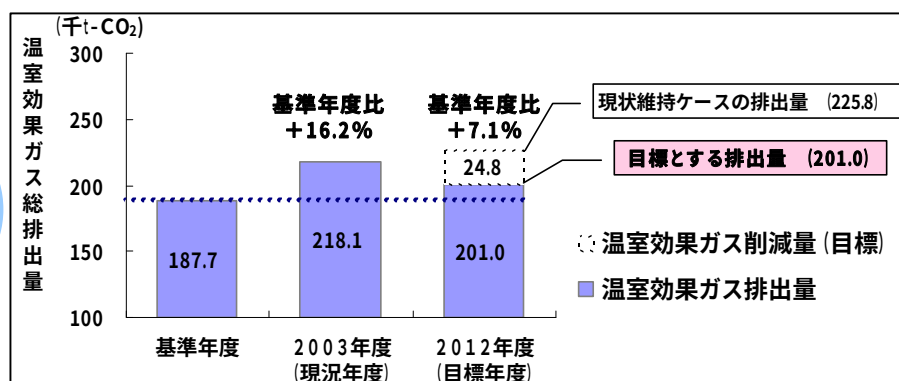


▲「甲州市節電宣言・15%削減にチャレンジ」

③ 甲州市地球温暖化対策地域推進計画の着実な推進

本市は地域から貢献できる地球温暖化対策の推進に向けて「ストップ温暖化！甲州市行動計画（甲州市地球温暖化対策地域推進計画）」を策定し、2003年度の温室効果ガス排出量から約 8%を削減することを目標に取り組んでいます。行政だけではなく、市民・事業者それぞれが取り組むべき内容に対して実践し、着実に取り組んでいくことが求められます。

温室効果ガス排出量を…
現況年度(2003年度)から
↓
約 8 %削減
(基準年度から約 7%以内に抑制)



▲ ストップ温暖化！甲州市行動計画（甲州市地球温暖化対策地域推進計画）の目標値



▲市役所本庁舎の太陽光パネル

2-5 環境保全に取り組むための基盤づくり

① 市内の環境資源を活用した環境教育・環境学習の機会創出、内容の充実

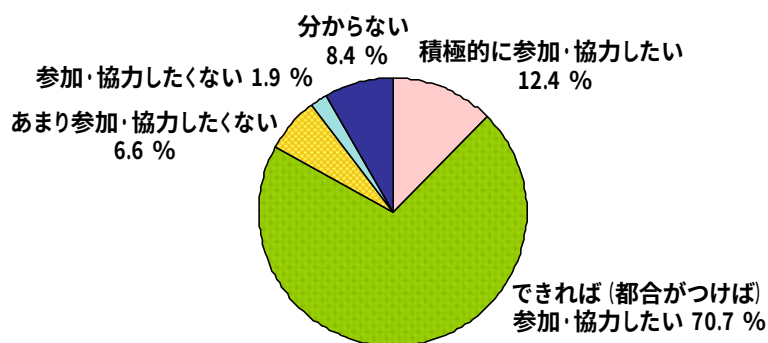
本市では、「少年少女ふるさと探検隊」や「川ある〜き」の実施等を通して、市内の子ども達が市内の環境を調査したり、自然にふれあう機会を提供しています。また、このほかにも多くの子ども達が緑の少年団やこどもエコクラブなどに参加して、環境保全活動へ取り組んでいます。

本市は森林や河川・水辺、農地など多様な自然環境に恵まれています。これらの自然資源を活かし、甲州市の環境にさらに興味・関心を持ち、保全に取り組んでいけるような環境教育・環境学習への支援が求められます。

② 市民や事業者が意欲を持ち、主体的に環境保全活動へ取り組むための仕組みづくり

環境保全活動への参加について、「積極的に参加したい」「できれば(都合がつけば)参加・協力したい」と意欲的な意見が8割以上を占めており、環境保全にかかわるNPOやボランティアの活動も盛んです。

市民や事業者が求めている情報の提供や啓発活動、また、取り組みに対する動機付けやインセンティブを付加するなど、市民や事業者が環境保全活動に対して意欲をもち、主体的にやりがいをもって取り組むための仕組みづくりを進めていくことが求められます。



▲ 環境保全活動への参加に対する市民の意見

③ 各主体がコミュニケーションをとり、協働・連携を促す仕組みづくり

市の環境を保全するためには、地域が連帯感を高めることや、市民・事業者・市が一体となって取り組むことが必要不可欠です。啓発活動など各主体がそれぞれの役割を認識する機会を提供し、自覚を持って環境保全へ取り組むための仕組みづくりを進めることが求められます。

また、市で実施する事業等においては、市民・事業者・市が協働して取り組む体制づくりが求められます。

第3章

計画の目標

本計画の推進により実現を目指す市の環境イメージとして「目指す環境像」を設定するとともに、その実現に向けた基本的な考え方や柱となる環境目標を定めています。

3－1 甲州市の環境保全・創造の基本理念

3－2 甲州市が目指す環境像

3－3 環境目標

第3章 計画の目標

3-1 甲州市の環境保全・創造の基本理念

甲州市環境基本条例では、本市の環境の保全及び創造に関する基本理念を定めています。本計画では、この基本理念の実現に向けて取り組むものとします。

甲州市の環境保全・創造の基本理念

- (1) すべての市民が健康で安全かつ快適な生活を営むことができる良好な環境を確保し、これを将来の市民に継承していくべきこと。
- (2) 資源の適正な管理及び循環的な利用を図り、環境への負荷の少ない持続的に発展することが可能な社会を構築することを目的として、すべての者が公平な役割分担の下に主体的かつ積極的にこれに取り組むべきこと。
- (3) 多様な生態系及び自然環境に配慮し、人と自然との健全な共生を図るべきこと。
- (4) 地球環境保全が人類共通の課題であるとともに、市民の健康で安全かつ快適な生活を将来にわたって確保する上での課題であることを共通の認識として、あらゆる事業活動及び日常生活において、これを積極的に推進すべきこと。



▲ 市の木「ぶどう」



▲ 市の花「さくら」



▲ 市の鳥「うぐいす」

3-2 甲州市が目指す環境像

市民、事業者、滞在者そして市が一体となり、環境の保全及び創造を実施するために、甲州市がこれからどのような環境を目指して取り組みを進めていくか、誰もがイメージを共有できる「目指す環境像」を定めました。

清らかな流れと 豊かな緑 果実の郷 甲州市

流

甲州市では、重川や日川、笛吹川及びそれらの支流が市内を縦横に流れ、清らかな水を湛えています。これらの河川は、甲州市の古い歴史とともに絶えず流れ続け、命を育む恵みを享受するとともに、私たちの生活へ安らぎを与え、多くの市民に親しまれています。

緑

甲州市の北東部には日本百名山である大菩薩嶺に代表される山々が連なり、広大な山岳地帯を形成しています。大菩薩山系や秩父山系、小金沢山等は秩父多摩甲斐国立公園や山梨県の自然環境保全地区に指定され、数多くの生物の生息地として、甲州市の自然環境の基礎を築いています。

実

笛吹川水系やその支流によって形成された複合扇状地には、「果樹園交流のまち」としての本市の環境を特徴づける農地・果樹園が広がっています。ワインの原料となるぶどうをはじめ、年間を通じて様々な果物が実り、山並みや河川とともに、のどかな里山風景を織りなしています。

豊かな自然は甲州市の財産であり、多くの恵みをもたらしてきました。これらを、保全・創造し、良好な環境を未来へ受け継いでいく私たちの志を、「目指す環境像」として設定しました。

3-3 環境目標

「目指す環境像」を実現するための施策の柱として、環境分野ごとに5つの環境目標を定めました。

環境目標1（自然環境）豊かな自然と共生するまち

本市は大菩薩山系や秩父山系をはじめ市域面積の約8割を占める森林を有し、大小様々な河川が市内を流れており、南西部においては日本有数の果物の生産量を誇る果樹園が広がっています。これらの自然環境は、良好な環境を創造しあらゆる生物の生息空間を担うとともに、自然景観を形成する要素としても重要な役割を果たしています。

農地・果樹園の活用や森林の維持・管理・保育、良好な河川整備等を通して、自然環境の保全に努め「豊かな自然と共生するまち」の実現を目指します。

環境目標2（生活環境）安全・安心で健やかに暮らせるまち

私たちが生活し活動することにより環境へ何らかの影響を与え、大気汚染や水質汚濁、騒音・振動、廃棄物など、生活環境の悪化を招くことがあります。

良好な大気質の維持や水質汚濁の防止、騒音対策、ごみの減量化等を通して環境負荷の低減に取り組み、良好な生活環境の維持に努め「安全・安心で健やかに暮らせるまち」の実現を目指します。

環境目標3（快適環境）心地よく愛着がもてるまち

私たちの生活空間の中には、公園や緑地、快い音や香り、景観など、ふれあいの中で快適と感じる環境が存在します。

公園の充実・維持管理やまち美化の取り組み等を通して快適で住み心地のよい環境の創造を図るとともに、ポイ捨て防止や不法投棄の防止などマナー・モラルの向上に努め「心地よく愛着がもてるまち」の実現を目指します。

環境目標4（地球環境）身近なことから地球のために取り組むまち

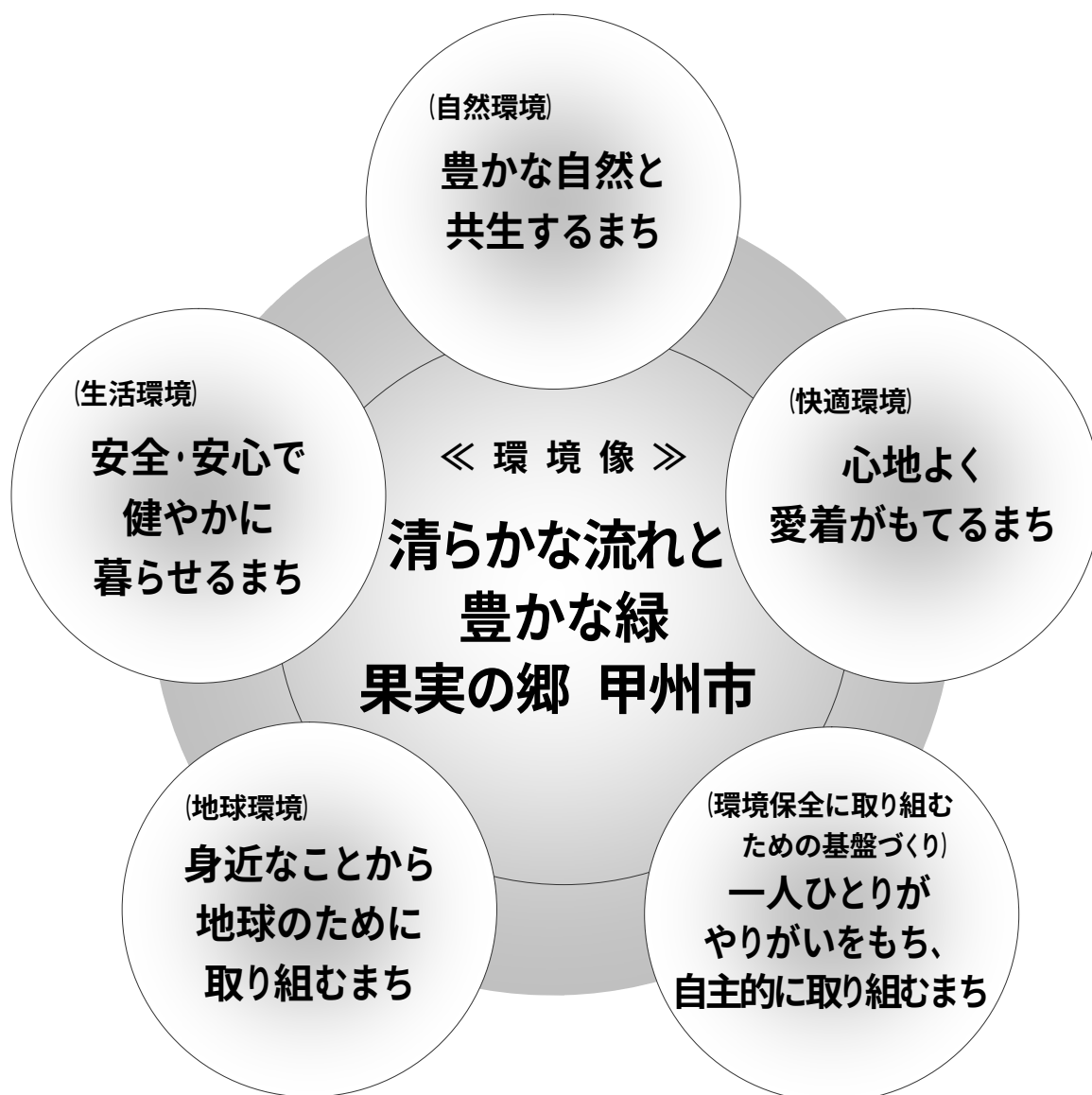
地球温暖化は地球的規模で進行する環境問題ですが、一方で私たちの日常生活や事業活動に伴う環境負荷に起因しているところが多く、地域からの自主的な取り組みや一人ひとりの取り組みが重要です。

省エネ活動や効率的なエネルギー利用の促進、再生可能エネルギーの導入促進等に努め「身近なことから地球のために取り組むまち」の実現を目指します。

環境目標5（環境保全に取り組むための基盤づくり）一人ひとりがやりがいを持ち、自主的に取り組むまち

近年の環境問題の解決には、一人ひとりが自らの問題として捉えて関心を寄せ、責任をもって取り組むことが必要不可欠です。

環境教育・学習の向上・推進や、市民・事業者の環境保全活動を促進する情報公開・情報提供の推進、取り組み意欲を向上させる仕組みづくり等を通して、各主体「一人ひとりがやりがいを持ち、自主的に取り組むまち」の実現を目指します。



第4章 環境施策

目指す環境像の実現に向けた環境の保全及び創造に関する行政施策や各主体の取り組みを体系的に整理するとともに、その進捗を管理するための環境指標を設定しています。

4－1 各主体の役割

4－2 環境施策の体系

4－3 環境施策

〔自然環境〕 豊かな自然と共生するまち

〔生活環境〕 安全・安心で健やかに暮らせるまち

〔快適環境〕 心地よく愛着がもてるまち

〔地球環境〕 身近なところから地球のために取り組むまち

〔環境保全に取り組むための基盤づくり〕

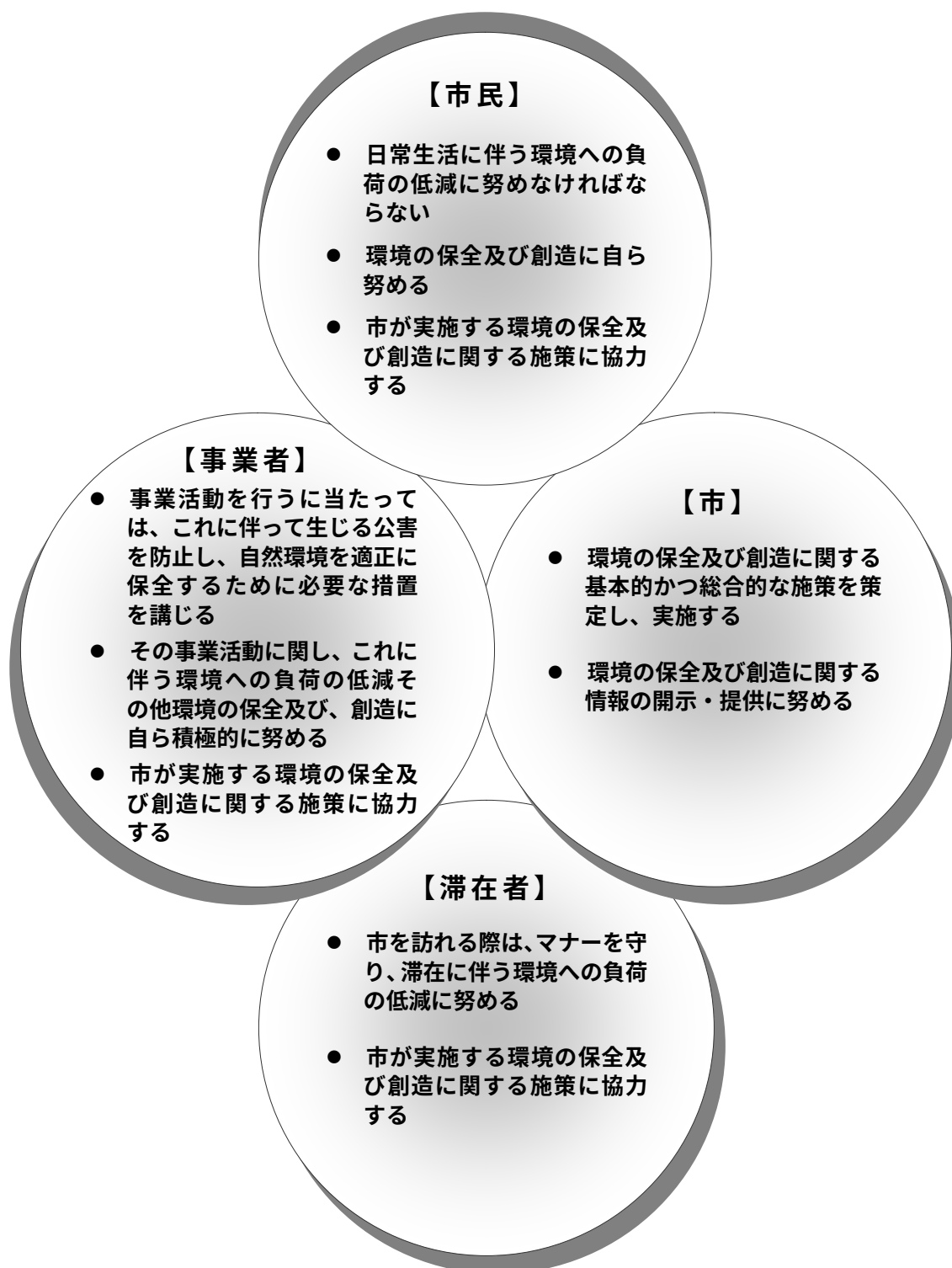
一人ひとりがやりがいを持ち、自主的に取り組むまち

4－4 環境指標

第4章 環境施策

4-1 各主体の役割

すべての主体(市民・事業者・滞在者・市)が、公平な役割分担の下に主体的かつ積極的に、本市の環境の保全及び創造に取り組みます。



4-2 環境施策の体系

「目指す環境像」の実現に向けた、環境保全及び創造に関する施策は以下の通りです。14の「環境要素」についてそれぞれ「環境施策」を定めました。

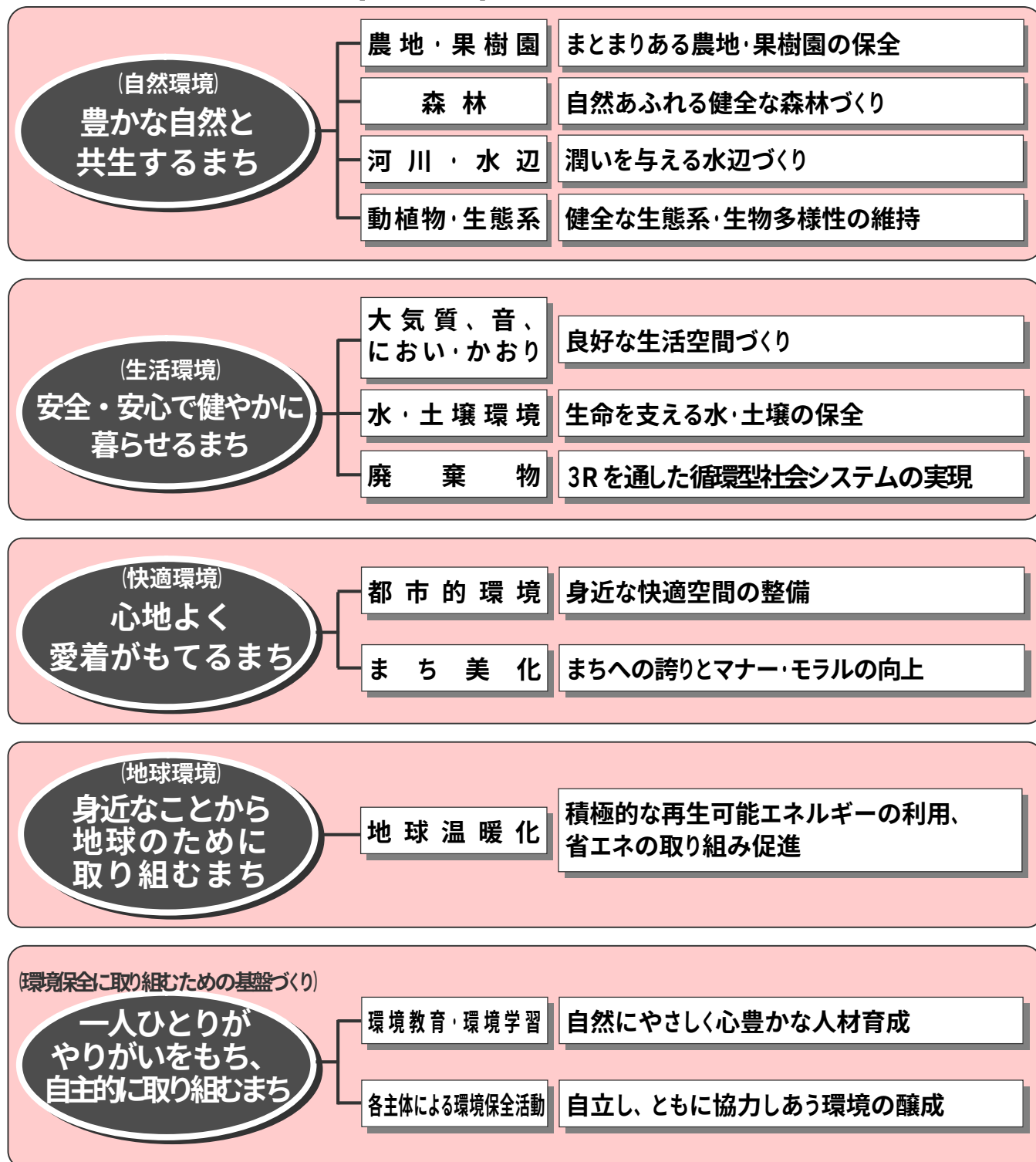
(目指す環境像)

清らかな流れと 豊かな緑 果実の郷 甲州市

[環境目標]

[環境要素]

[基本施策]



4-3 環境施策

■ 現状

既存文献資料による調査や、市民・事業者への環境保全に関するアンケート調査結果等より、本市の現況を整理しています。

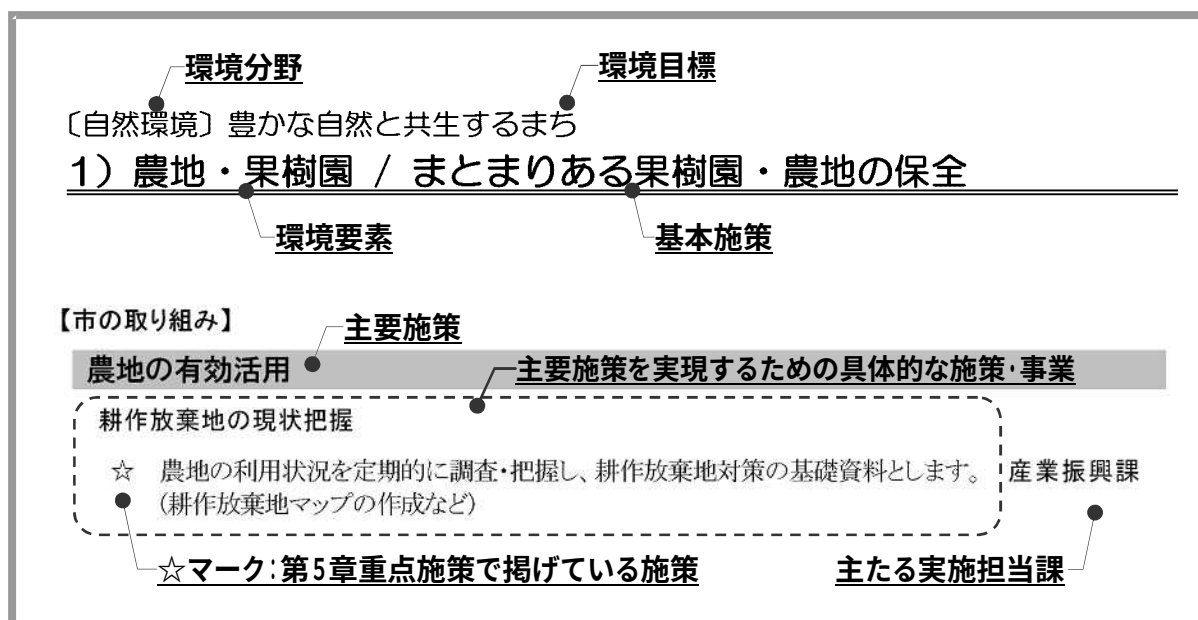
■ 主な課題

本市の環境の現状を踏まえ、本市が取り組むべき課題を抽出し整理しています。

■ 各主体の取り組み

主要施策を掲げ、これを実現する手段として、基本施策ごとに環境保全・創造に向けて市が行う取り組みを示します。

《ページの見方》



《文章表現について》

表現方法	実施主体等	計画熟度
・ 進めます ・ 推進します ・ 取り組みます	市が主体	・ 既に事業着手している ・ 既存の計画に位置づけられている
・ 努めます	市が主体	・ 目的の達成に時間がかかるが、継続的に取り組む
・ 促進します ・ 働きかけます	市が市民・事業者の取り組みを誘導・促進	
・ 検討します	主体は未決定	・ 各実施主体との協議、調整、検討が必要

〔自然環境〕 豊かな自然と共生するまち

1) 農地・果樹園 / まとまりある農地・果樹園の保全

〔現状〕

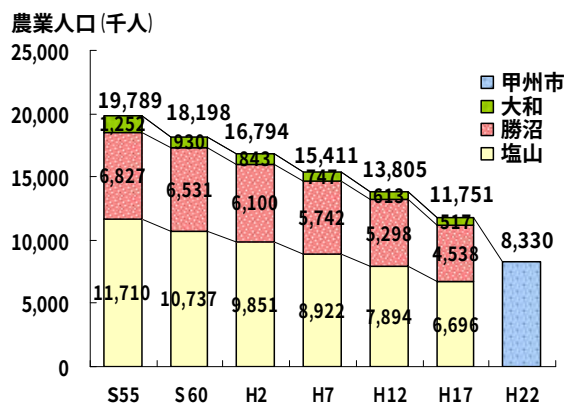
本市はぶどうやモモなどの果樹栽培を中心とした農業が基幹産業であり、地元のぶどうを原料に醸造されるワインはその品質を国内外でも高く評価され、生産量も日本有数の産地となっています。ぶどうやモモ、サクランボ、イチゴなど、年間を通じて様々な果物狩りを体験でき、観光農園を含め、果樹を中心とした農業を基盤に産業振興に取り組んでいます。

また、農地・果樹園はこのような食物生産の場だけではなく、生物の生息空間として、さらに自然景観を形成する要素として、重要な役割を果たしています。

■ 農業人口

農業人口は年々減少しており、平成22年度には昭和55年度の約4割にまで減少しています。経営耕地についても減少傾向にあります。樹園地に比べて田や畑の減少が大きいことが分かります。

▲農業人口の推移
資料：農林業センサス



〔主な課題〕

- 農地喪失の防止と耕作放棄地の有効利用、農業の振興
- 環境保全型農業の推進
- 集落をとりまく、まとまりある果樹園の保全

[市の取り組み]

農地の有効活用

耕作放棄地の現状把握

- ☆ 農地の利用状況を定期的に調査・把握し、耕作放棄地対策の基礎資料とします。 産業振興課
(耕作放棄地マップの作成など)

耕作放棄地の有効活用

- ☆ 農業者の協力を得ながら、市内の耕作放棄地における市民農園等、放棄地 産業振興課
解消事業の実施を促進します。

グリーンツーリズムなどを通じた都市住民との農村交流の推進

- ☆ 農村交流に対する地域の農家や住民の参加を促進し、受入れ農家の登録な 産業振興課
ど受入体制(組織)づくりに努めます。

農業の担い手の育成・確保

後継者支援

- 認定農業者制度*の活用や農作業受委託の促進を通して、後継者の確保に 産業振興課
取り組みます。
- 農地の集積などを行い、農業後継者が就農しやすい基盤整備に取り組みます。 産業振興課
農業土木課

新規就農者、企業の農業参入促進

- ☆ 新規就農者に対する就農相談会や農業学習会、セミナー開催等を通して、就農 産業振興課
希望者や定年退職後の帰農希望者に対する、新規就農支援事業を進めます。
- ☆ 甲州市農地流動化奨励補助金の活用など、耕作希望者と土地所有者との橋渡 産業振興課
しをはじめ、農地あっせんの仕組みづくりを推進します。

環境保全型農業の促進

環境保全型農業の取り組み支援

- 環境保全型農業直接支援対策の活用等を通して、減農薬・減化学肥料栽培 産業振興課
を促進します。
- エコファーマー*の認定やその取り組み支援を通して環境保全型農業を促進 産業振興課
します。

農業関連廃棄物の適正処理

- 【生活環境：再利用・再生利用に関する施策を参照】
- 【地球環境：再生可能エネルギーの導入促進に関する施策を参照】

安全・安心な農産物のブランド化

- 甲斐のこだわり環境農産物の認証促進など、地元農産物の環境保全ブランド 産業振興課
化に取り組みます。

多様な農地機能の理解促進

理解促進

- 学校の授業や講習会、広報紙等を通して、農地の多様な機能に関する理解促進に努めます。産業振興課
教育総務課

地産地消*の推進

食育の促進

- 食育推進計画に基づき、食育まつりや食育推進会議の開催など、食育推進体制の整備、意識向上に取り組みます。健康増進課
- 農家における農業体験実践等の教育ファームの推進、農業体験学習の充実産業振興課
に努めます。
- 食育出前講座等における食育推進ボランティアの活用を推進します。健康増進課

地場産農作物の利用拡大

- イベントや地産地消サポーターの登用等を通じた、地産地消に対する理解促進・普及拡大に努めます。産業振興課
- 農産物直売所(ファーマーズマーケット)のマップ化を検討し、直売所の利活用産業振興課
促進に努めます。

[市民の取り組み]

- 農業体験や都市住民との農村交流に参加しましょう。
- 減農薬・減化学肥料栽培などの環境保全型農業で生産した作物や地元の農産物を積極的に選びましょう。
- 食育に取り組みましょう。

[事業者の取り組み]

- 農村交流に関心をもち、積極的に参加しましょう。
- 都市住民を受入れる、受入れ農家に登録し協力しましょう。
- 営農していない農地については、放置せず関係機関に相談するなどし、耕作希望者へ提供しましょう。
- 減農薬・減化学肥料栽培など環境保全型農業に取り組み、生産した農作物を「甲斐のこだわり環境農産物」など環境保全ブランドとして登録しましょう。
- 飲食店では、地元の農産物を積極的に取り入れましょう。

〔自然環境〕 豊かな自然と共生するまち

2) 森林 / 自然あふれる健全な森林づくり

〔現状〕

本市は、総面積の約8割を森林が占め、日本百名山である大菩薩嶺をはじめとする大菩薩山系や、秩父山系など北部の山々が秩父多摩甲斐国立公園に指定されています。また、小金沢山などが県の定める自然保全地区に、このほか特色ある自然環境として、貴重な植物とともに市内3箇所が野生生物の生育地として自然記念物に指定されています。

■ 自然環境保全地区

山梨県では、豊かな自然環境の保存と適正な活用、良好な自然環境の保全のため、「山梨県自然環境保全条例」に基づいて、県内の優れた自然環境等を保全することが特に必要と認められる県内31ヶ所3,650haの地域を、自然環境保全地区として指定しています。自然環境保全地区には、自然保存地区、景観保存地区、歴史景観保全地区、自然活用地区及び自然造成地区があります。

本市においては、自然保存地区、景観保存地区、歴史景観保全地区の指定を受ける地域があります。

◇甲州市における自然環境保全地区

区分	名称	場所	面積(ha)
自然保存地区	小金沢山	甲州市塩山上萩原	612
景観保存地区	大滝不動尊	甲州市勝沼町菱山	40
	竜門峡	甲州市大和町初鹿野、田野、木賊	66
歴史景観保全地区	塩の山	甲州市塩山上於曾	34

資料：山梨県環境白書「やまなしの環境」(H22)

〔主な課題〕

- 計画的な森林施業・基盤整備の促進
- 所有者不在の森林における整備

[市の取り組み]

森林の保全・育成

計画的な森林整備の促進

- | | |
|--|----------------|
| ☆ 森林整備計画や森林施業計画等の策定により、林道の開設・整備・維持管理などの施業を推進します。 | 産業振興課
農業土木課 |
| ○ 森林施業に対する情報提供や支援を行います。 | 産業振興課 |
| ○ 関係機関に対して、保存樹や保安林等の保全対象指定を働きかけます。 | 産業振興課 |

民有地の荒廃対策

- | | |
|---|----------------|
| ☆ 地権者と協力し、各主体の協働による山林管理及び学校教育林活用等の有効な対応策を検討します。 | 産業振興課
教育総務課 |
|---|----------------|

林業の担い手の育成

協働による森林施業の取り組み促進

- | | |
|-------------------------------------|-------|
| ☆ 「企業の森推進事業」を活用し、森林の整備・保全推進事業を進めます。 | 産業振興課 |
|-------------------------------------|-------|

森林の多面的機能の理解促進

自然レクリエーションとしての整備・活用

- | | |
|---|-------|
| ☆ 大菩薩の森や甲斐の国大和自然学校等の、森林体験事業を進めます。 | 観光交流課 |
| ○ こどもエコクラブ等をはじめとする、自然とのふれあい事業を推進します。 | 環境政策課 |
| ○ 地域資源や眺望点等をつなぐ歩行者回遊路、ハイキングコース等の自然レクリエーション施設の整備に取り組みます。 | 観光交流課 |

自然景観の保全

- | | |
|--------------------------------------|-------|
| ○ 眺望点等の景観施設の整備や維持管理など、自然景観保全事業を進めます。 | 観光交流課 |
|--------------------------------------|-------|

理解促進・啓発

- | | |
|--|-------|
| ○ 市民や観光客に対して、森林の多面的機能や自然とふれあう際のマナーに関する意識啓発に取り組みます。 | 観光交流課 |
| ○ 緑の少年団の活動や学校授業における林業体験・森林体験等を通じて、子ども達の意識啓発を促進します。 | 産業振興課 |

木材資源の利用拡大方策の検討

間伐材・地場産材の利活用促進

- 土壌改良・水質浄化への利用など、間伐材の利用拡大方策を検討します。 産業振興課
- 公共施設・公共事業等における地場産材の利用を促進します。 産業振興課
建設課

バイオマス資源としての利用

- 【地球環境：再生可能エネルギーの導入促進に関する施策を参照】

[市民の取り組み]

- 林業体験などの森林保全活動に積極的に参加しましょう。
- 自然観察イベント等に参加し、自然環境への理解を深めましょう。
- 甲斐の国大和自然学校など、自然体験型施設を積極的に利用しましょう。
- トレッキングや回遊を楽しむ際は、マナーを守り、ごみは必ず持ち帰りましょう。

[事業者の取り組み]

- 「企業の森推進事業」などを活用し、森林整備に取り組みましょう。
- 地場産材や間伐材を積極的に活用し、それらを取り入れた製品開発等を検討しましょう。



▲ 整備された森林



▲ 緑の少年団による林業体験



▲ 大菩薩トレッキング

〔自然環境〕 豊かな自然と共生するまち

3) 河川・水辺 / 潤いを与える水辺づくり

〔現状〕

森林を流れる清らかな溪谷や生活に身近な河川など形態は様々ですが、河川周辺は野鳥などの野生生物の貴重な生息空間であり、地域住民の憩いの場であり、さらに景観資源の一部として存在感を際立たせています。

本市においては、南西部に重川や日川が、北部には一ノ瀬川が流れており、それらの支流を含め大小の多くの川が市内を縦横に流れています。また、溪谷や沢、滝などは大自然を味わう拠点としてハイキングやトレッキングコースが設けられ多くの人に親しまれています。また、大菩薩連嶺や塩山温泉郷とともに、一ノ瀬溪谷や竜門峡など、6箇所が自然景観へ指定されています。

■ 一ノ瀬溪谷

多摩川の源流域に位置する溪谷です。一ノ瀬高原を縫うように流れ、人々の訪れも少なく、そのままの自然美を楽しむことができます。

■ 嵯峨塩溪谷

大菩薩の東麓にある溪谷で、春の新緑と秋の紅葉が特に美しく、溪谷美の中、自然の音の重なりを楽しむことができます。

■ 日川溪谷(竜門峡)

新緑の清涼な川の流れ、紅葉の暖かな彩りなど、四季折々違った表情が味わえます。ハイキングコースとしても人気があります。

■ 自然景観資源

◇甲州市における自然景観資源

類型	名称	自然景観資源名	位置
河川景観	一ノ瀬川溪谷	峡谷・溪谷(中地形)	一ノ瀬川
河川景観	笛吹川左岸(藤木)	河成段丘(中地形)	藤木地域
河川景観	日川溪谷	峡谷・溪谷(中地形)	大和町
河川景観	竜門峡	峡谷・溪谷(中地形)	日川溪谷中流部

資料:環境省 自然環境保全基礎調査*

※ 自然環境保全基礎調査とは、全国的な観点から我が国における自然環境の現況及び改変状況を把握し、自然環境保全の施策を推進するための基礎資料を整備するために、環境省が昭和48年度より自然環境保全法第4条の規定に基づき概ね5年ごとに実施している調査

〔主な課題〕

- ・ 水害に強い河川づくり
- ・ 自然とふれあうことが出来る、親水性の高い水辺空間の整備
- ・ 河川・水辺の美化や生態系の保全

[市の取り組み]

河川の整備

安全な河川整備

- 定期的なパトロールにより老朽箇所・危険箇所を把握するとともに、河川改修・安全管理に取り組みます。建設課
- 市民・地域との協働により、小河川やため池、用水路の維持管理体制の確立に努めます。建設課
農業土木課

環境負荷の小さい河川整備

- 多自然工法の導入や自然護岸の保全・再生により、環境負荷の小さい河川改修に努めます。建設課

親水空間の整備

水とふれあえる水辺空間の整備

- 小佐手水辺公園の整備を推進します。農業土木課

河川の美化

河川美化活動の促進

- 地域住民との協働による河川清掃や除草作業に取り組みます。環境政策課
- 川の里親制度の検討など、市民・事業者が中心となった河川の清掃や美化作業の仕組みづくりに努めます。環境政策課

[市民の取り組み]

- 市と協力し、河川の清掃活動や除草活動など河川の美化活動に取り組みましょう。

[事業者の取り組み]

- 多自然工法の導入や自然護岸の保全・再生など、環境に配慮した工法を選択しましょう。
- 開発に際しては、土砂の流出を防止しましょう。

〔自然環境〕 豊かな自然と共生するまち

4) 動植物・生態系 / 健全な生態系・生物多様性*の維持

〔現状〕

（動物）

本市は、秩父多摩甲斐国立公園に指定されている大菩薩山系や秩父山系の森林はじめ、清らかな水の流れる溪谷、河川など、豊かな自然に恵まれており、多種多様な動植物を育んでいます。

自然環境保全基礎調査においては、レッドデータブック(環境省編)及び山梨県版レッドデータブックで注目されている希少生物が数多く観察されています。

（植物）

自然環境保全基礎調査において、山梨県版レッドデータブックで絶滅危惧種に指定されているキキョウが塩山地区及び勝沼地区で観察されています。

また、貴重な植物群落として、菅田神社のカシ林など4箇所、654haが特定植物群落に指定されています。

■ 甲州市の希少野生動物



▲ゴマシジミ



▲コヒョウモンモドキ



▲アカセセリ



▲クロヒカゲモドキ



▲キマダラモドキ

撮影：北原正彦氏

〔主な課題〕

- 希少生物の保護・保全
- 鳥獣保護区域等をはじめとする野生生物の貴重な生息空間の保全
- 野生生物が生息するための、連続した緑地や水辺等のネットワークづくり
- 外来種の移入及び拡大の防止

[市の取り組み]

野生生物の適切な保護・保全・管理

野生生物の実態把握

- 市域に生息する在来種・希少生物の保護に努めます。 環境政策課

野生生物の保護・保全・管理

- 傷病動物の保護に努めます。 環境政策課
- 防護柵や電気柵による防除対策強化や、関係団体・関係機関との連携・支援 産業振興課
強化により、鳥獣害対策に取り組めます。

生物の生息空間の保全

開発による環境負荷の低減

- 開発時において関係機関と連携し、環境影響評価の手続きに基づく環境配 建設課
慮や、環境影響の低減に努めます。
- 関係機関に対し、鳥獣保護区域や自然環境保全地区、緑地保全地域等の指 産業振興課
定を働きかけることにより、開発行為の適切な規制に取り組めます。

里山の保全

- 里山林の適切な保全、地域住民等が主体となって行っている保全活動等へ 環境政策課
の支援を進めます。 産業振興課

生物多様性の保全

外来種の移入・拡大の防止

- 市域に生息する特定外来種*の情報提供に努めます。 環境政策課
- 外来生物法に基づき、特定外来種の持ち込みや放し飼い・放流等の禁止に 環境政策課
関する情報提供、指導、啓発に努めます。
- 特定外来種に関する相談窓口の設置を検討します。 環境政策課

生物多様性に関する理解促進

- 講習会や学校の授業、野外学習等を通して、生物多様性に関する情報提供・ 環境政策課
理解促進に努めます。
- 生物多様性センターと連携し、“いきものみっけ”など子ども達の生物多様性保 環境政策課
全活動への参加を促進します。

[市民の取り組み]

- 市や市民団体が実施する生物調査や、野生生物の保護・保全活動に協力しましょう。
- 外来種の持ち込みや飼育、放流はしないようにしましょう。

[事業者の取り組み]

- 開発行為を行う際には、地域指定の規則に従うとともに、環境負荷を抑えるように努めましょう。
- 河川や河川敷等に植栽を行う際は、在来植物を選択しましょう。

〔生活環境〕安全・安心で健やかに暮らせるまち

1) 大気質、音、におい・かおり / 良好な生活空間づくり

〔現状〕

市内における一般環境大気測定局の測定結果によると、大気環境は概ね良好ですが、浮遊粒子状物質と光化学オキシダントは一部で環境基準値を超える値が観測されています。

また、騒音や振動は悪臭と並び感覚公害と呼ばれています。直接的に人間の感覚を刺激し、人体に対して心理的影響を与えることが多く、生活環境を保全する上で重要な問題となっています。市内の主要道路に関する交通騒音は、概ね環境基準を満たしていますが、一部では環境基準を超過している時間があります。

〔主な課題〕

- 野焼き等の指導、法令順守やマナーの徹底
- 農業や畜産業に対する周辺住民の理解促進
- 関係機関に対する、幹線道路沿道における騒音対策の働きかけ

〔市の取り組み〕

良好な大気質の維持・管理

現状把握

- | | |
|---|-------|
| ○ 広報紙やパトロールを通して野焼き防止の指導を行うとともに、法令順守、マナーの徹底を促進します。 | 環境政策課 |
|---|-------|

住宅地における大気質の保全

- | | |
|-------------------------------------|----------------|
| ○ 農業や畜産業に対する周辺住民の理解促進に努めます。 | 産業振興課
環境政策課 |
| ○ 農薬散布における周辺への飛散防止に向けた指導・啓発に取り組みます。 | 産業振興課 |

事業活動に伴う汚染防止

- | | |
|--|-------|
| ○ 県と協力し、大気汚染防止法に基づいて工場や事業所における適正な燃料使用等の規制・指導に努めます。 | 環境政策課 |
|--|-------|

自動車走行に伴う汚染防止

- | |
|-----------------------------------|
| ○ 【地球環境：環境負荷の小さい自動車使用の促進に関する施策参照】 |
|-----------------------------------|

心地良い音環境の創出

騒音防止対策

- 騒音規制法に基づき、工場や事業所における防音設備整備等の対策を促進 環境政策課
します。
- 深夜営業店舗やパーキングにおけるアイドリングストップなどの騒音防止対策 環境政策課
を促進します。
- 低騒音舗装*の採用など、関係機関と連携し道路交通騒音の低減対策を推進 建設課
します。

心地良い“せせらぎ”の創出

- 【自然環境：河川・水辺に関する施策を参照】

におい・かおり

悪臭防止対策

- 悪臭防止法に基づき工場や事業所への規制・指導に取り組みます。 環境政策課
- 畜産農家への家畜排泄物の適正処理の指導に取り組みます。 産業振興課
環境政策課

良いかおりの創出

- 【快適環境：市街地の緑化推進・緑地保全に関する施策を参照】

[市民の取り組み]

- 家庭ごみを屋外で焼却しないようにしましょう。
- 低公害車や低燃費車などの、環境負荷の小さい自動車を選択しましょう。
- 家庭でのピアノやカラオケなどは、近隣住宅へ迷惑をかけないよう、時間帯や音量に配慮しましょう。
- 花を植えるなど、生活に良いかおりの保全・創出に取り組みましょう。

[事業者の取り組み]

- 営農活動に伴い発生する使用済みビニールや剪定枝などは適正に処理しましょう。
- 騒音規制法に従い、工場や事業所からの騒音発生抑制に努めましょう。
- 悪臭防止法に従い、工場や事業所からの悪臭発生抑制に努めましょう。
- 家畜を飼育する際は、排泄物を適正に処理しましょう。
- 自動車の適正な整備に努めましょう。

2) 水・土壌環境 / 生命を支える水・土壌の保全

また、本市の生活排水処理の種別は公共下水道処理、合併処理浄化槽、単独処理浄化槽及び汲み取りがあり、現在、単独処理浄化槽の処理人口約5割を占めており最も多い状況です。しかし、単独処理浄化槽の設置人口は年々減少しており、公共下水道及び合併処理浄化槽の処理人口が増加傾向にあります。

▲ 山梨県における公共用水域の測定地点図
資料：山梨県環境白書「やまなしの環境」

第4章 環境施策

[市の取り組み]

水質汚濁の防止

河川の水質状況の把握

- 市内河川における定期的な水質調査を実施します。環境政策課
また、水生生物の生息状況調査を検討し、長期的な水質評価に努めます。

計画的な生活排水処理施設の整備

- ☆ 一般廃棄物処理基本計画に基づき、地域特性に応じた下水・排水処理施設(公共下水道及び合併処理浄化槽)の計画的な整備、普及促進に取り組みます。都市整備課
- ☆ 生活排水処理の重要性や適切な浄化槽維持管理の必要性に対する市民の認識拡大に取り組みます。都市整備課
- ☆ 公共下水道の供用開始区域については、未接続世帯を個別訪問するなどして速やかな接続を要請します。都市整備課

生活排水の汚濁軽減

- パンフレットやポスター、施設・設備の見学会等を通じた市民意識の高揚に努めます。環境政策課

事業活動に伴う水質汚濁の防止

- 事業所との協定における排水基準の強化及び、汚染物質排出の指導・監視に努めます。環境政策課

節水、適切な水利用の推進

雨水利用・雑用水利用の促進

- 透水性舗装*の推進など、街中における透水性の向上、雨水の地下還元に努めます。建設課

節水行動の促進

- キャンペーンや広報を通して、節水の意識啓発を進めます。水道課

土壌の保全

地下水の保全

- 地下水質の定期的な調査を行います。環境政策課

土壌の保全

- 【自然環境：環境保全型農業の促進に関する施策を参照】

[市民の取り組み]

- 公共下水道への接続もしくは、合併処理浄化槽の設置・維持管理に取り組み、生活排水による汚濁防止に努めましょう。
- 無リン洗剤など環境負荷の小さい洗剤を利用しましょう。
- 節水を心がけ、雨水を効率よく利用しましょう。

[事業者の取り組み]

- 事業活動に伴う排水は敷地内において適正に処理し、基準値を超えないようにしましょう。
- 家畜を飼育する際は、排泄物を適正に処理しましょう。
- 農薬や化学肥料等を適正に処理するとともに、減農薬、減化学肥料などの環境保全型農業に努めましょう。
- 雨水タンク等を設置し雨水の有効利用に努めるとともに、敷地内はなるべく雨水が浸透しやすい状態に保ちましょう。



▲ぶどう畑と河川



▲ 市内の排水路

3) 廃棄物 / 3Rを通した循環型社会システムの実現

〔現状〕

本市では現在、塩山地区の一般家庭可燃ごみを甲府市の施設で、勝沼・大和地区を甲州市・山梨市・笛吹市で運営する東山梨環境衛生組合の施設で処理しています。今後は甲府・峡東地域ごみ処理施設事務組合(甲州市・甲府市・山梨市・笛吹市)で整備を進めているごみ処理施設での処理を予定しています。また、一般家庭粗大ごみ及び事業系可燃ごみについては、県内及び県外の民間業者に処理委託しています。

可燃ごみの中に、紙布類及び厨芥類など再資源化できるものがまだまだ多く、全体の7割程度(乾重量基準)も含まれており、分別の周知・徹底が求められます。

収集ごみの有料化については、実施しておらず、今後は他自治体の状況を踏まえた上で、本市としての方向性を明確にする必要があります。

■ 資源ごみ団体回収報償金制度

PTA、育成会、自治会等において、自主的に資源ごみの集団回収活動が行われており、市では、資源物の回収を行った団体に報償金を交付しています。

◇資源物の回収実績 (H21)

紙 類 (kg)				布類 (kg)	合計 (kg)
新聞	雑誌	牛乳パック	段ボール		
650,830	303,165	11,932	329,005	44,180	1,339,112

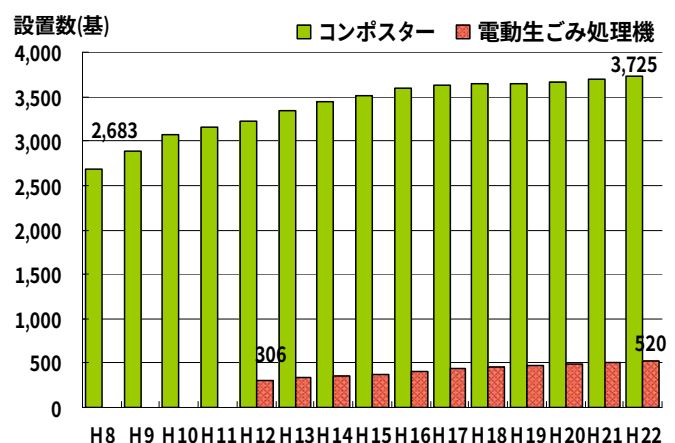
資料:環境政策課

■ 生ごみ処理機器購入助成

市では、生ごみ処理機器(コンポスター※、電動式生ごみ処理機)購入費の一部を補助しています。

生ごみ処理機器設置数の増加は、年々緩やかになっていますが、平成15年には3,500基を超えており、平成22年には3,725基が設置されています。

※ 平成11年度から平成17年10月末まで補助を中止



▲生ごみ処理機器設置数の推移(累計)

資料:環境政策課

〔主な課題〕

- ・ ごみ排出量の減量化、各主体が一体となった3Rの推進
- ・ 分別の徹底
- ・ 産業廃棄物や使用済み家電などの適正処理の啓発、促進

[市の取り組み]

ごみの排出抑制

家庭からのごみ排出量の一層の減量化

- | | |
|---|-------|
| ☆ 生ごみ処理容器及び処理機購入補助金制度の利用を促進します。 | 環境政策課 |
| ○ 買い物時のレジ袋削減に向けた、ノーレジ袋キャンペーンを実施してマイバック利用を促進します。 | 環境政策課 |
| ☆ イベント等における、デポジット制度*の導入を検討します。 | 環境政策課 |

事業活動に伴うごみ排出量の減量化

- | | |
|---|-------|
| ○ 事業系廃棄物を多量に排出する事業者に対して、ごみの減量化やリサイクルの推進指導に取り組みます。 | 環境政策課 |
| ○ 事業者に対して県のリサイクル製品認定制度への登録を促進するとともに、産業廃棄物の再生利用を促進します。 | 環境政策課 |
| ○ 事業者に対して、簡易包装の指導・徹底に取り組みます。 | 環境政策課 |
| ○ 公共工事における建設廃棄物の発生抑制、再利用率の向上に取り組みます。 | 建設課 |

再利用・再生利用の促進

一般廃棄物の再使用、再生利用の促進

- | | |
|---|-------|
| ☆ 資源ごみ団体回収報奨金制度や、適切な買取価格設定、対象品目の拡大など、資源ごみ回収に対する有効な促進施策を検討します。 | 環境政策課 |
| ○ リサイクルステーションの整備による、中間処理体制の確立に取り組みます。 | 環境政策課 |
| ○ 生ごみの堆肥化及びその利用方策を検討します。 | 環境政策課 |
| ○ 廃食用油(天ぷら油)の再利用促進
【地球環境：再生可能エネルギーの導入促進に関する施策を参照】 | |

果樹園、公園、街路樹の剪定枝や落ち葉の再利用

- | | |
|--|----------------|
| ☆ 果樹園や公園、街路樹の剪定枝や落ち葉のチップ化・堆肥化及び、公園や散策路への散布など、その利用方策を検討します。 | 環境政策課
産業振興課 |
| ○ バイオマス資源としての利用促進
【地球環境：再生可能エネルギーの導入促進に関する施策を参照】 | |

食品残さの再利用

- | | |
|---|-------|
| ○ 飲食店や食品加工工場に対して食品残さを再使用するエコフィード*の導入を促進するとともに、給食残さについても同様に再使用へ努めます。 | 環境政策課 |
|---|-------|

ごみ処理の適切な仕組みづくり

適切な処理体制づくり

- 適切なごみ処理に必要な経費を公平に負担するため、ごみ処理の有料化を 環境政策課 検討します。

分別排出の徹底

- ☆ ごみ減量化推進キャンペーンやごみ分別カレンダーの配布等を通して、ごみ 環境政策課 分別の徹底に努めます。
- ☆ 剪定枝や草木ごみの回収の仕組みづくりを検討します。 環境政策課

[市民の取り組み]

- 買い物をする際は、簡易包装の商品を選ぶとともに、マイバックを持参し、レジ袋の利用を控えましょう。
- マイ箸やマイボトルの利用に努めましょう。
- 家庭から出る調理くずや食べ残しなどの生ごみを減らすとともに、出ってしまった生ごみは生ごみ処理機器等を活用して減量化やリサイクルに努めましょう。
- 地域で行われている廃品回収や資源物の集団回収に協力しましょう。
- ごみの分別・回収ルールを守るとともに、「家電リサイクル法」により資源回収が義務付けられているテレビや冷蔵庫等の家電は適正に処理しましょう。

[事業者の取り組み]

- 卸売り・小売業では、商品の簡易包装や梱包材等の発生抑制に努めましょう。また、消費者に対して、マイバックの利用を呼びかけ、市のノーレジ袋キャンペーンに協力しましょう。
- 飲食店や食品加工工場では、メニューや調理方法の工夫により、調理くずや残飯などの生ごみの減量に努めましょう。
- 事業系ごみは決められた排出ルールを守り、排出者の責任において適正に処理しましょう。
- 産業廃棄物は、適正な許可業者に処理・リサイクルを委託するなど、適切に処理しましょう。
- 建設業者等は、「建設リサイクル法」に従い、産業廃棄物の再資源化及び適正業者への委託により不法投棄の未然防止に努めましょう。



▲ ごみゼロの日の様子

〔快適環境〕 心地よく愛着がもてるまち

1) 都市的環境 / 身近な快適空間の整備

〔現状〕

公園や緑地は、身近に自然とふれあえる場として、また子どもから大人までともに活動できるレクリエーションの場として機能するとともに、防災や非難拠点としての役割や、自然環境の保全機能、景観を形成する機能を有しており、良好な生活をおくるための基幹的な施設です。

本市は塩山地区と勝沼地区を主に、都市公園をはじめとする33箇所の公園を有しており、約4割の市民が満足感を示しています。

■ 甲州市内の公園

◇ 甲州市内の公園

種別	塩山地区	勝沼地区	大和地区
都市公園	4	9	0
開発公園	7	0	0
緑地	0	0	0
運動公園	0	0	0
農村公園	0	0	0
その他	3	8	2
合計	14	17	2

名称	面積(ha)
於曾公園	0.49
於曾第二公園	0.2
塩後ふれあい公園	0.23
歴史公園「甘草屋敷」	0.5
塩山ふれあいの森総合公園	16.0
上町公園	0.098
上岩崎公園	0.1
勝沼中央公園	1.6
勝沼健康公園	0.58
勝沼ぶどう郷駅前公園	0.42
勝沼ぶどう郷駅前第2公園	0.11
山御崎坂公園	0.26
祝青空公園	0.14
等々力公園	0.13
四季の里公園	0.06
砂防学習公園「勝沼堰堤」	0.5

資料：都市整備課、山梨県資料（H23.12月現在）

〔主な課題〕

- ・ 安心・安全で身近な公園整備
- ・ 協働による市街地緑化の推進
- ・ 安全な歩行空間の確保

[市の取り組み]

緑のネットワーク形成

計画的な公園・緑地の整備・保全

- 緑化の方向性を明確化するとともに、推進体制や取り組み内容の具体化に努めます。都市整備課
- 緑地保全地域の指定拡大に努めます。都市整備課

農村の緑の保全

- 【自然環境：農地・果樹園、森林に関する施策を参照】

公園の充実と維持管理

公園の整備

- 子ども達が自然と親しむことのできる公園や、生態系に配慮した公園の整備・充実に努めます。都市整備課

公園の充実、維持管理

- 公園の清掃や除草作業など、市民との連携による公園の維持管理を推進します。都市整備課

市街地の緑化推進・緑地保全

緑化推進

- 花苗の配布や花壇整備、美観の保持などに対する市民・事業者の取り組みを促進し、花のまちづくり事業及び花いっぱい運動を進めます。都市整備課
生涯学習課
市民生活課
- 街路樹の植栽や花壇の整備など、沿道の緑化を推進します。都市整備課
- 庁舎や学校における緑のカーテンの設置など、公共施設の緑化を推進します。環境政策課
教育総務課
- 市民や事業者の緑化活動を支援を検討します。都市整備課

既存の緑地の保全

- 市街地の緑の保全に努めます。都市整備課

市街地における歩行空間の最適化

安全な歩行環境の整備

- 歩道・自転車道の整備や街路灯の設置など、安全な歩行環境の整備に取り組めます。 **都市整備課
建設課**

遊歩道の充実

- 遊歩道やポケットパークの整備及びそのネットワーク化を図り、「ウォーキングのまち甲州市」としてふさわしい歩行空間の創出を進めます。 **都市整備課**

[市民の取り組み]

- 生け垣や緑のカーテンの設置・整備、屋敷林の維持管理など、生活空間の緑化に努めましょう。
- 花いっぱい運動や公園の清掃活動などに取り組みましょう。

[事業者の取り組み]

- 工場や事業所の敷地内において緑化に取り組みましょう。
- 花いっぱい運動や公園の清掃活動などに取り組みましょう。



▲ 花のまちづくり事業の様子



▲ 花いっぱい運動の様子

〔快適環境〕 心地よく愛着がもてるまち

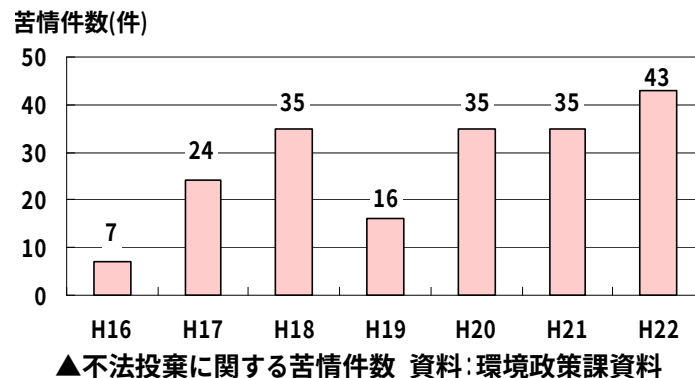
2) まち美化 / まちへの誇りとマナー・モラルの向上

〔現状〕

不法投棄に関する苦情件数は年によって異なりますが、毎年寄せられており、1年間に寄せられる苦情の中でも特に多くを占め、市民の関心も高いと考えられます。

また、本市では地区ごとに分かれて、地域住民による地域の清掃などの美化活動を行っています。

■ 市内における不法投棄の状況



◇ 不法投棄件数

	タイヤ (本)	テレビ (台)	洗濯機 (台)	冷蔵庫 (台)	エアコン (台)
H19	65	42	13	9	1
H20	122	61	13	9	1
H21	106	45	17	7	0
H22	254	81	5	10	2

資料:環境政策課資料



▲甲州市内における不法投棄の現状

■ 美化活動

- 大和地区環境美化活動 : 地域住民による水路、生活用道路の環境美化活動を実施
- 勝沼地区環境美化活動 : 地域住民による水路、生活用道路の環境美化活動を実施
- 塩山地域一斉河川清掃 : 「川をきれいにする運動」の一環として地域住民の協働作業による河川、農業用水路、生活排水路等の清掃美化活動を実施

〔主な課題〕

- 不法投棄の抑制、未然防止
- マナーの順守、モラルの向上

[市の取り組み]

ポイ捨て防止

意識啓発

- 看板設置や広報紙等を通して、ポイ捨て防止に対する啓発に取り組めます。 環境政策課
- 出前講座を通して、子ども達に対するポイ捨て禁止の理解促進に取り組めます。 環境政策課

喫煙マナーの徹底

- 「健康増進法」に基づき、公共スペースにおいては喫煙所を設けて分煙を図るとともに、歩きタバコや吸殻のポイ捨ての防止に努めます。 環境政策課

ペットの適切な管理

- 広報紙や啓発看板の配布等を通して、ペットのふんの後始末徹底を図ります。 環境政策課

不法投棄防止

発生防止対策

- 不法投棄ごみの迅速な回収に向けた回収体制を整備します。 環境政策課
- 市民による監視員を組織しパトロールを実施することにより、不法投棄の未然防止に取り組めます。 環境政策課
- 不法投棄されるおそれがある空地や空き家を把握し、所有者に対してその適正管理について指導・啓発を行い、発生防止に努めます。 環境政策課

意識啓発

- 看板の設置やチラシ配布等を通して、不法投棄防止に向けた啓発活動を推進します。 環境政策課

美化活動

環境美化運動の推進

- 広報紙による参加呼びかけや道具の提供などを通じて、各地域の市民による清掃活動を支援します。 環境政策課
- 市民・事業者による清掃活動や緑化などを促進し、協働による道路環境美化活動に取り組めます。 建設課

[市民の取り組み]

- たばこの吸殻やペットボトル等のポイ捨てはやめましょう。
- ペットのふんは後始末をしましょう。
- 空地の所有者は、除草や散乱ごみの防止、安全管理などを行って適切に管理し、不法投棄防止に取り組みましょう。
- まちの美化活動に取り組みましょう。

[事業者の取り組み]

- 工場や事業所の敷地内において、除草や散乱ごみの防止、安全管理などを行い、適切に管理しましょう。

(地球環境) 身近なことから地球のために取り組むまち

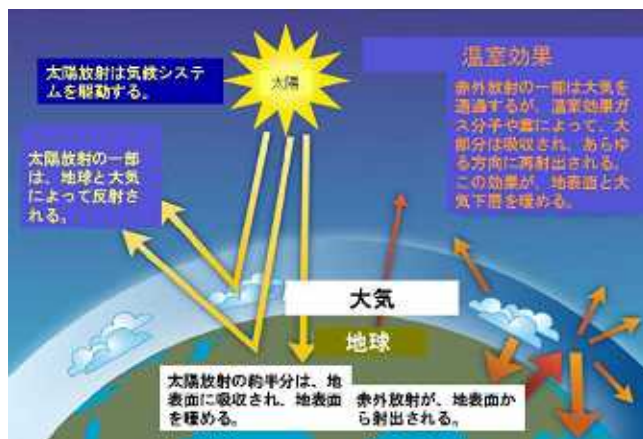
1) 地球温暖化 / 積極的な再生可能エネルギーの利用、省エネの取り組み促進

[現状]

地球温暖化やオゾン層の破壊など今日の環境問題は地球的規模で発生し、人類の存続にもかかわる大きな問題になってきています。

しかし一方で、これらの環境問題は日常生活や日々の事業活動がもたらす環境負荷によるところが大きく、その要因は私たち一人ひとりの生活の中に存在しています。

本市における温室効果ガスの排出状況は二酸化炭素を中心に増加傾向にあり、特に自動車に起因する運輸部門において対策が求められます。



▲温室効果の概念図 出典：気象庁(2007)

現在、市では平成20年3月に策定した「ストップ温暖化！甲州市行動計画(甲州市地球温暖化対策地域推進計画)」に基づき、平成24年度(目標年)において平成2年(基準年)比の約7%を削減することを目標に、市民・事業者・市が連携して地球温暖化防止に向けて取り組んでいます。

また、「甲州市節電宣言」を各家庭へ配布し、一人ひとりの省エネ行動の促進に努めています。

■ 甲州市における温室効果ガス（二酸化炭素）の排出状況

本市の2003年度の温室効果ガス総排出量は、218.1 千t-CO₂であり、1990年から1995年にかけて大きく増加した後はほぼ横ばいの状況ですが、基準年と比較すると16.2%増加しています。また、二酸化炭素が9割以上を占めており、2003年では基準年から18.2%増加しています。

部門別の二酸化炭素排出量に注目すると、運輸部門からの排出量が全体の約5割を占めて最も多く、次いで民生(家庭)部門が続きます。

[主な課題]

- 家庭における二酸化炭素削減に向けた取り組みの徹底
- 工場や事業所に対する健全経営との両立が可能な二酸化炭素削減方策の立案
- 運輸部門における実効性のある二酸化炭素削減方策の立案
- 再生可能エネルギーの普及促進
- 行政・市民・事業者が協働した温暖化対策の実践

[市の取り組み]

日常生活・事業活動における省エネ活動の促進

ライフスタイルの見直し

- | | |
|---|-------|
| ○ 環境家計簿や省エネナビ*などの見える化ツールの普及を図り、日常生活における環境負荷把握を促進します。 | 環境政策課 |
| ○ 自動車や家電製品、OA機器等の、省エネルギー型機器に関する情報提供を通して、グリーン購入を促進します。 | 環境政策課 |

エコドライブの普及・促進

- | | |
|--|-------|
| ○ エコドライブ講習会の開催や「エコドライブ宣言」による取り組み促進を通して、エコドライブの普及に取り組みます。 | 環境政策課 |
| ○ 啓発旗の設置やステッカーの配布などによるアイドリング・ストップの普及・促進に取り組みます。 | 環境政策課 |

観光に伴う移動手段の改善

- | | |
|--|----------------|
| ○ 観光案内所や主要な観光施設等における啓発ポスターやパンフレットの配布などにより、観光客への公共交通機関の利用やエコドライブ実践を促進します。 | 環境政策課
観光交流課 |
| ○ 散策路のネットワーク化等を通して、ある〜くこうしゅう等の市内におけるウォーキング運動を推進し、歩いて観光する仕組みづくりに取り組みます。 | 観光交流課 |
| ○ レンタサイクル事業を拡大・推進します。 | 観光交流課 |

市役所における省エネ活動

- | | |
|--|-------------|
| ○ 甲州市役所エコオフィスプランを全庁的に推進します。 | 環境政策課
各課 |
| ○ グリーン購入指針を作成するとともに、環境に配慮した製品の購入に取り組みます。 | 環境政策課 |

効率的なエネルギー利用の促進

高効率機器の導入促進

- | | |
|--|-------|
| ○ 省エネ住宅(高断熱・高気密住宅等)や、「住まいの省エネ診断」等の情報提供を通して、住まいの省エネ化を促進します。 | 環境政策課 |
| ○ コージェネレーション*や燃料電池*、高効率ヒートポンプ*等の高効率機器の導入を促進します。 | 環境政策課 |
| ○ 公共施設や学校における、LED*照明の率先的な導入を推進します。 | 環境政策課 |

クリーンエネルギー自動車の導入促進

- | | |
|---|-------|
| ○ 市の公用車へクリーンエネルギー自動車を導入するように努めます。 | 管財課 |
| ○ エコステーション*の整備をはじめ自動車の周辺環境整備を推進し、クリーンエネルギー自動車の普及や利便性向上に努めます。 | 環境政策課 |
| ○ クリーンエネルギー自動車やアイドリングストップ支援装置付自動車の購入費補助制度、ラインナップ、性能等の関連情報の提供を通じて、普及促進します。 | 環境政策課 |

環境負荷の小さい自動車の使用の促進

公共交通機関の利用促進

- | | |
|---|-------|
| ○ バス車両の低床化・広扉化を関係機関に働きかけ、公共交通機関の利便性向上に努めます。 | 市民生活課 |
| ○ 駅や市内の主な公共施設等を結ぶ市民バスの利便性向上に努め、市民の利用を促進します。 | 市民生活課 |
| ○ デマンド方式*の導入及び市民のニーズに対応する仕組みづくりに努めます。 | 市民生活課 |
| ○ 通勤にマイカーを利用しないノーマイカーデーの定期的な実施を促進するとともに、市役所においても率先的に取り組みます。 | 総務課 |

再生可能エネルギーの導入促進

太陽エネルギーの有効活用

- | | |
|--|-------|
| ☆ 市内の住宅への、太陽光発電システムや太陽熱利用システムの設置に対して、情報提供を行うとともに、助成を検討します。 | 環境政策課 |
| ○ 公共施設において太陽光発電システムを率先的に導入します。 | 環境政策課 |

バイオマス資源の有効活用

- | | |
|--|----------------|
| ○ 廃食用油(天ぷら油)の回収及び、バイオディーゼル燃料*(BDF)の精製・再利用を推進します。 | 環境政策課 |
| ○ 林地残材や間伐材、果樹や公園樹、街路樹等の剪定枝など、木質バイオマスのエネルギー利用に向けた方策を検討します。 | 環境政策課
産業振興課 |
| ○ ペレットストーブやペレットボイラの普及など、木質バイオマスから精製したペレットやチップの需要拡大に向けた利活用方策を検討します。 | 環境政策課
産業振興課 |
| ○ 果樹園やワイン製造工場などで発生する植物性残さ等から得られるバイオガスの、エネルギー利用に向けた方策を検討します。 | 環境政策課
産業振興課 |

地域の未利用エネルギーの有効活用

- | | |
|--|-------|
| ☆ 小水力発電など、地域資源を活かした再生可能エネルギーの市内への導入及び、普及方策について検討します。 | 環境政策課 |
| ☆ 甲州市に適した市民共同発電*の導入及び、普及方策について検討します。 | 環境政策課 |

二酸化炭素の吸収固定源対策の推進

木材資源の有効利用の推進

【 自然環境：森林に関する施策を参照 】

健全な森林の保全・整備の推進

【 自然環境：森林に関する施策を参照 】

【市民の取り組み】

- 「甲州市節電宣言」に倣い、家庭における省エネ活動に取り組みましょう。
- 環境家計簿や省エネナビ等を利用して、家庭で消費しているエネルギー量を把握しましょう。
- 地球温暖化防止に資する高効率機器や省エネ型製品、クリーンエネルギー自動車等を利用しましょう。
- エコドライブに取り組みましょう。
- 市外への移動などでは、公共交通機関を積極的に利用しましょう。
- 太陽光発電システムや太陽熱利用システムなど、再生可能エネルギーの利用に努めましょう。
- 市の廃食用油（天ぷら油）の回収に協力しましょう。

【事業者の取り組み】

- 地球温暖化防止に資する高効率機器や省エネ型製品、クリーンエネルギー自動車等を利用しましょう。
- エコドライブやノーマイカーデーに取り組みましょう。
- 太陽光発電システムや太陽熱利用システムなど、再生可能エネルギーの利用に努めましょう。
- 林地残材や果樹剪定枝の資源としての活用を検討しましょう。
- 食品加工工場において、製造過程で発生する植物性残さの資源としての活用を検討しましょう。
- 飲食店や食品加工工場は市の廃食用油（天ぷら油）の回収に協力しましょう。

■ 甲州市役所エコオフィスプラン

甲州市は平成19年3月に甲州市役所エコオフィスプランを策定し、自ら行う事務・事業活動において、一事業者としてクールビズをはじめとする温暖化防止対策に率先的に取り組んでいます。

市役所では、庁舎移転に伴い太陽光発電施設の設置や高効率機器の導入など、省エネルギーに向けた取り組みを行なっています。

■ 廃食用油（天ぷら油）の回収

本市は使用した廃食用油（天ぷら油）の回収を行っています。収集した廃食用油（天ぷら油）を精製し、軽油の代わりとなる代替燃料（BDF）へと燃料化し、公用車へ利用しています。

回収対象： 一般家庭で使用した植物油
（菜種、大豆、コーン、ベニ花、ヒマワリ、綿実、ゴマなど）

回収場所： 甲州市役所各庁舎及び環境センター、
ごみゼロの日会場 など



〔環境保全に取り組むための基盤づくり〕

一人ひとりがやりがいを持ち、自主的に取り組むまち

1) 環境教育・環境学習 / 自然にやさしく心豊かな人材育成

〔現状〕

近年の環境問題は、私たちの生活に密接につながっており、市民や事業者、市が自分自身の問題として向き合い、各主体が連携・協力して環境保全に取り組むことが求められます。そのためには、一人ひとりの環境に対する高い意識の形成を図るとともに、特にこれからの社会を担う子ども達については、郷土環境への愛着、環境の保全と創造のための心得や習慣等を幼いうちから身につけさせていくことが重要となります。

また、身近な環境の調査や体験等を通して答えを自分達で考え、試し、見つけていくことは、「生きる力」の育成にもつながる大切な学習です。

本市においては、市内の自然環境にふれあい、自然を大切にする心を養うことなどを目的に「甲州市少年少女ふるさと探険隊」を行い、市内の子ども達へ環境学習の機会を提供しています。

〔主な課題〕

- 地元の環境資源を活かした環境教育の充実・向上
- 地元の環境に精通した環境教育の指導者の育成
- 市民や事業者の主体的な環境学習に関する支援の充実



▲ 太陽光パネル見学の様子



▲ リサイクルステーション
ごみ出しの様子
資料：たんぽぽ保育園



▲ 廃食用油回収の様子

[市の取り組み]

地域の環境資源を活かした環境教育・学習の向上・推進

学ぶ場・学ぶ機会の提供

- こどもエコクラブや少年ジャンボリー、アドベンチャークラブ、甲州市少年少女ふるさと探検隊など、環境学習や自然体験活動等の機会を積極的に提供します。生涯学習課
環境政策課
- 大和自然学校や木工芸館、森林自然の家等の施設を利用した、都市との交流・森林教育を推進します。産業振興課
- 学校や公民館、町内会、企業の職場研修等における出前講座の実施を推進します。環境政策課
- 環境学習・自然体験のための観察施設・拠点施設の整備・充実に努めます。観光交流課

教材の提供

- 環境教育に活用できる教材や副読本の作成・配布に努めます。環境政策課
- ☆ 学校図書館や市立図書館における環境関連図書や資料等の充実に努めます。教育総務課
生涯学習課

情報公開・情報提供の推進

情報提供

- 本市の環境状況や本計画に基づく取り組みの実施状況等を取りまとめた年次報告書を作成し、報告・公表します。環境政策課

知識・学習内容の発信

- ☆ 市民や事業者に対して、パンフレットやホームページ等により、取り組みの参考となる先進的な取り組み事例などの具体的な情報提供を推進します。環境政策課

[市民の取り組み]

- 少年ジャンボリーやアドベンチャークラブ、少年少女ふるさと探検隊など、市の自然環境にふれあう自然体験活動に積極的に参加しましょう。
- 市や市民団体が開催する出前講座などに参加し、環境に関する知識を身に付けましょう。
- 環境学習を行う際は、市立図書館や学校図書館を活用しましょう。

[事業者の取り組み]

- 職場における環境教育・環境学習に努めましょう。
- 市や市民団体が開催する出前講座などに参加するとともに、講師派遣や資材提供において協力しましょう。
- 体験型の環境学習機会の創出に努めましょう。

■ 甲州市少年少女ふるさと探険隊

美しく豊かな自然に親しみ、自然環境を大切にする心を育てることなどを目的に、市職員や大学生の協力のもと、「甲州市少年少女ふるさと探険隊」を実施しています。

地域の環境へ関心を持つとともに、子ども達どうしの交流も深まり、活動を通して地域を越えた仲間の輪が広がります。



▲ 少年少女ふるさと探険隊の様子

■ キッズISO14000プログラム FOR SCHOOL*

塩山中学校では、生徒会が中心となって学校全体で節水活動に取り組んでおり、「キッズ ISO14000プログラム FOR SCHOOL」に国際認定されました。

	取り組み	目標	結果
7月	・決められた水量でぞうきん洗い ・歯磨きでコップを使用	前年同月比 －5%	前年同月比 ＋1.3%
11月	7月の取り組みを振り返り、原因の洗い出しを行い、意識して節水行動に努めた		前年同月比 －6.7%

(H22現在)

■ 緑の少年団

緑の少年団とは、各地区植樹祭・育樹祭等への参加や、ネイチャーゲーム、キャンプ、美化活動など、緑と親しみ緑を守り育てるなどの活動を通して、自然を愛し、人を愛し、自ら社会を愛する心豊かな人間に育って行くことを目的とした、子どもたちの自主的な団体です。

本市では3団体、92人の子どもたちが緑の少年団員として、活躍しています。

◇ 甲州市の緑の少年団の団員数

		団体数	団体員数		
		団体名	男	女	計
甲州市	3	神金小学校	44	40	84
		菱山小学校	28	28	51
		大和小学校	13	11	24
山梨県		65	7,705		
全国		3,829	327,721		

資料：社団法人 国土緑化推進機構

(H23.1月現在)

■ こどもエコクラブ

こどもエコクラブは、子どもたちの興味や関心に基づいて自然観察・調査やリサイクル活動など、環境に関する活動を自主的に行うクラブです。幼児から高校生まで誰でも参加でき、地域や学校、施設など形態に係わらず2人以上の子どもと、子どもたちをサポートする1人以上の大人でクラブをつくることができます。

◇ 本市におけるこどもエコクラブ (H23)

クラブ名	会員数	サポーター数	活動年数
甲州エコクラブ	3	2	4
たんぽぽ保育園	67	6	6
塩山中学校生徒会	470	5	2
計	540	13	-

〔環境保全に取り組むための基盤づくり〕

一人ひとりがやりがいを持ち、自主的に取り組むまち

2) 各主体による環境保全活動 / 自立し、ともに協力しあう環境の醸成

〔現状〕

近年の環境問題は、私たちの日常生活や事業活動に起因しており、その解決に向けては、地域の環境と密接にかかわる市民や民間団体、事業者等の各主体が地域の実状を理解し、各々が自覚を持ち、地域が一体となって取り組むことが重要です。

本市では、NPO団体やボランティア団体により環境保全活動が行われているほか、市内事業者により、Plan(計画)→Do(実行)→Check(点検)→Action(見直し)のPDCAサイクルを基本概念とした環境マネジメントシステムを用いた、自主的な環境保全や環境負荷低減に向けた取り組みがなされています。

また、山梨県の「やまなしエコライフ県民運動推進店」登録制度において市内で58事業所が登録しており、環境保全に向けて、積極的に活動しています。

〔主な課題〕

- 主体的に環境の保全活動に取り組む人づくり
- 取り組み意欲を向上させる仕組みづくり
- 各主体の連携や協働を促進する体制づくりや支援



▲ 緑の少年団による森林体験



▲ 市民による河川清掃の様子

[市の取り組み]

取り組み意欲を向上させる仕組みづくり

活動機会の提供

- 環境保全に関するキャンペーンや講習会、ワークショップなど市民参加型のイベントを開催します。 環境政策課

やる気の向上

- ☆ NPOやボランティア団体の活動に対する援助など、市民の自主的な環境保全活動への支援体制を整備します。 環境政策課
市民生活課
- 積極的に環境保全活動に取り組んでいる市民・企業・ボランティアを顕彰します。 政策秘書課

地域の人材育成

人材育成

- 小中学校を対象とした環境教育の進め方等に関する、実践的な指導力育成のための研修講座を実施します。 教育総務課
- 環境保全にかかわる検定試験の試験会場を提供するなど、市民が環境学習に意欲的に取り組むための機会提供に努めます。 環境政策課

登録制度の活用

- ☆ 地域の環境に精通した専門家の育成・認定制度(環境マイスター制度)を検討します。 環境政策課
- やまなしエコティーチャーや地球温暖化防止活動推進委員の活用を促進します。 環境政策課

協働・市民参画機会の拡充

協働・市民参画機会の創出

- 「川ある〜き」など、住民による環境イベント等の企画運営を促進します。 都市整備課
環境政策課

仕組みづくり

- 市民・事業者・市が協力して環境保全活動に取り組む組織を設置し、活動を促進します。 市民生活課
環境政策課

事業所における環境保全活動の促進

環境マネジメントシステムの普及・支援

- 甲州市商工会と連携し、中小事業者に対する ISO14001やエコアクション21などの環境負荷の少ない事業活動の仕組みの構築を促す講習会や説明会等を開催します。 環境政策課
- 「やまなしエコライフ県民運動推進店」に関する情報提供を行い、積極的な登録を促進します。 環境政策課

コミュニティ活動の活性化促進

コミュニティ活動支援

- 市民が自主的なコミュニティ活動を展開することができる整備に取り組みます。 市民生活課
- 幅広い世代層における交流等を通じて、コミュニティの連携強化を促進します。 市民生活課

【市民の取り組み】

- 地域コミュニティ等で行われている美化・緑化活動に積極的に参加しましょう。
- 知識や技術・経験を有する人は、人材登録制度等を活用し、活動の場を広げましょう。
- 情報や意見交換、地域情報の発信を行い、環境保全の取り組みの輪を広げましょう。

【事業者の取り組み】

- 地域コミュニティ等で行われている美化・緑化活動に積極的に参加しましょう。
- 知識や技術・経験を有する人は、人材登録制度等を活用し、環境技術や環境保全に関するノウハウを地域の環境保全活動へ活かしましょう。
- 環境マネジメントシステムを構築し、環境負荷の少ない事業活動に努めましょう。

■ 市内における環境マネジメントシステムの取り組み状況

(ISO14001*)

ISO14001は、環境マネジメントシステムに関する国際規格です。

市内では、7事業所・組織がISO14001の認証を取得し、環境マネジメントシステムを運用しています。

◇ ISO14001取得事業所一覧

組織名
株式会社 吉沢鉄工所
株式会社 芦沢建設運輸 再生プラント工場
株式会社 天川組
昭和建設株式会社
株式会社 東栄
株式会社 板倉工業
株式会社 エノモト 塩山工場

資料：(財)日本適合性認定協会 (H24.1月現在)

(エコアクション21*／EA21)

EA21とは、ISO14001に比べ認証審査や登録費用等の諸費用が安く、中小事業者でも取り組みやすく工夫された環境省が提唱している環境マネジメントシステムの審査・登録制度です。

市内では、一社が登録しています。

◇ エコアクション21登録事業所

組織名	事業内容
有限会社甲進化成	プラスチック製品の製造

資料：(財)持続性推進機構 (IPSuS) (H24.1月現在)

■ やまなしエコライフ県民運動推進店

山梨県では、県民・事業者・行政の連携によるエコライフ県民運動を推進することを目的に、日々の暮らしの中でのエコ活動を支援する店舗等を取り組み内容ごとに推進店として登録し、県民に広報する「やまなしエコライフ県民運動推進店」の登録制度を実施しています。登録店はステッカーを提示し、推進店の積極的な利用を呼びかけています。

◇ 甲州市内の推進店数

種類	店舗数
マイバッグ推進店	10 店舗
マイはし/リユースはし推進店	7 店舗
マイボトル推進店	0 店舗
リユースびん推進店	37 店舗
エコドライブ推進店	1 店舗
緑のカーテン推進店	4 店舗

資料：山梨県

(H24. 1 月現在)



▲ やまなしエコライフ県民運動推進店ステッカー

■ 川ある〜き

「地域の川がきれいであってほしい」と、地域住民らで結成している田草川探険隊と市民・事業者・市が共同で、定期的に田草川をはじめとする市内の河川の水質や生息している魚、植物の調査などを行っています。

大学教授や自然写真家、漁業組合関係者など、各分野の専門家の協力のもと、小学生が実際に川の中に入り、魚や植物の生息を観察するなど現在の川の状態を調べました。また、小学生同士で調査結果をもとに話し合い、これからどうすれば、もっと川で遊べるかなど、川遊びの楽しさを感じながら、毎日のように見る川の実態を学習しました。

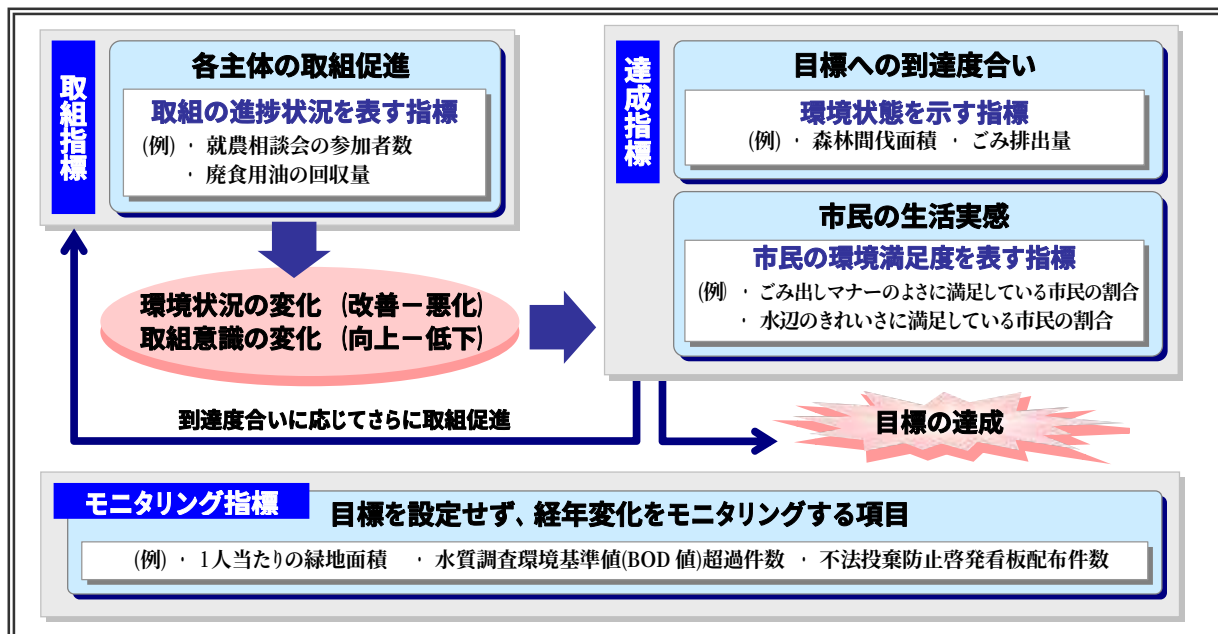


▲ 川ある〜きの活動の様子

4-4 環境指標

計画策定後の進行管理において、取り組みが着実に展開されているか、その結果、目標に向けて環境がどのように改善されているか等を継続的に点検・評価するため、定量的な環境指標を設定しました。

■ 環境指標の考え方



■ 自然環境

環境要素	指標 (●:達成指標、○:取組指標、△:モニタリング指標)	単位	現況	目標	
				中間 (H29 年度)	最終 (H35 年度)
農地・ 果樹園	● 経営耕地面積	ha	1,669	(現状維持)	(現状維持)
	● 耕作放棄地の面積	ha	153	(現状維持)	(現状維持)
	○ 圃場整備面積	ha	19.7	41.7	63.6
	○ 市民農園の面積	ha	0.48	(現状維持)	(現状維持)
	○ 農地パトロール実施回数	回	10	15	20
	○ 新規就農者数	人	10	15	20
	○ 就農相談会の開催回数	回	1	2	2
	○ // 参加者数	人	3	5	7
	○ 認定農業者数	人	167	(現状維持)	(現状維持)
	○ エコファーマー認定者数	人	1,994	2,000	2,000
	○ 農産物直売所の来客数	人	270,000	285,000	300,000
	○ 学校給食において地元農産物を使用する割合	%	18	30 以上	30 以上
	○ 食育に関するイベント・集会出前回数	回	100	114	120
	○ // 人数	人	5,363	5,600	5,800
森林	● 森林間伐面積	ha	120	140	160
	○ 林道整備箇所数	箇所	5	5	9
	○ 植樹面積	ha	5	(現状維持)	(現状維持)
	○ 大菩薩森林事業の参加者数	人	25	(現状維持)	(現状維持)
	○ 学校教育林の面積	ha	6.26	(現状維持)	(現状維持)
	○ 「企業の森」など企業が整備している森林面積	ha	100	(現状維持)	(現状維持)

■ 自然環境

環境要素	指標 (●:達成指標、○:取組指標、△:モニタリング指標)	単位	現況	目標	
				中間 (H29 年度)	最終 (H35 年度)
河川・水辺	○ 河川の危険補修箇所の点検	回/月	1	1.5	2
	○ 河川の危険箇所パトロール回数	回/月	1	1.5	2
	○ 多自然工法を採用した河川整備	箇所	0	1	2
	○ 河川の美化活動実施回数	回	2	(現状維持)	(現状維持)
	○ // 参加人数	人	13,021	13,500	13,500

■ 生活環境

環境要素	指標 (●:達成指標、○:取組指標、△:モニタリング指標)	単位	現況	目標	
				中間 (H29 年度)	最終 (H35 年度)
大気質 音におい かおり	● 大気汚染に係る測定結果 (NO _x 年平均値)	mg/ℓ	0.013	(現状維持)	(現状維持)
	● // (SPM 年平均値)	mg/m ³	0.019	(現状維持)	(現状維持)
	○ 畜産農家に対する悪臭(排せつ物の適正処理等)の指導回数	件	1	(現状維持)	(現状維持)
水・土壌 環境	○ 公共下水道処理人口	人	18,189	27,575	27,575
	○ 公共下水道普及率 (公共下水道処理人口 / 計画処理区域内人口)	%	51.72	58.0	58.0
	○ 水洗化率 (水洗化人口 / 公共下水道処理人口)	%	81.38	81.7	81.7
	○ 浄化槽 (合併) 処理人口※	人	4,173	4,761	4,761
	○ 生活排水処理率※ (公共下水道処理人口+浄化槽 (合併) 処理人口 / 計画処理区域内人口)	%	63.59	68.0	68.0
	○ キャンペーンの実施回数	回	3	(現状維持)	(現状維持)
	△ 塩川のBOD値(下流)	mg/ℓ	1.4	—	—
	△ 水質調査環境基準値(BOD 値)超過件数	件	4	—	—
廃棄物	● 廃棄物の総搬出量	t	11,000	10,504	9,895
	● 1人1日当たりのごみ排出量 (家庭系ごみ)	g	742	705	703
	● リサイクル率	%	21.6	28.0	28.0
	○ ごみ減量化量(回収資源化量)	t	2,380	2,600	2,800
	○ 古紙分別収集量 (新聞・雑誌・ダンボール・ミックス紙)	t	1,831	2,000	2,154
	○ 資源ごみ団体回収報償金制度実施団体数	団体	90	118	142
	○ 資源ごみ団体回収報償金制度実施団体による資源物回収量	t	1,339	1,462	1,575
	○ 生ごみ処理機器購入助成件数 (コンポスター、電動式処理機)	件	36	50	70
	○ ごみ減量化・資源化の意識啓発イベント開催回数	回	3	6	12
	○ 最終処分率	%	8.6	7.0	7.0

※ 現在調査中につき、今後見直しの可能性があります

■ 快適環境

環境要素	指標 (●:達成指標、○:取組指標、△:モニタリング指標)	単位	現況	目標	
				中間 (H29 年度)	最終 (H35 年度)
都市的 環境	● 住民と協働で管理している公園数	箇所	4	5	5
	○ 環境美化実施地区	地区	100	(現状維持)	(現状維持)
	○ 花いっぱい運動実施件数	校	18	(現状維持)	(現状維持)
	○ 花環境整備事業における配布苗数	本	150	(現状維持)	(現状維持)
	△ 市民1人当たりの緑地面積	m ²	6.07	—	—
	△ 都市公園数	箇所	13	—	—
	△ 都市公園面積	ha	4.83	—	—
まち美化	● 不法投棄廃棄物の回収量(特定家庭用機器)	台	98	50	0
	● // (可燃・不燃・粗大)	kg	3,547	2,000	0
	○ 不法投棄防止パトロールの実施回数	回	12	24	24
	○ 「不法投棄」に関する苦情件数	件	43	30	20
	△ 啓発看板の配布件数	件	12	—	—

■ 地球環境

環境要素	指標 (●:達成指標、○:取組指標、△:モニタリング指標)	単位	現況	目標	
				中間 (H29 年度)	最終 (H35 年度)
地球 温暖化	○ 家庭に対する太陽光発電システム設置補助件数 (累計)	件	(今後実施)	250	500
	○ 公共施設における太陽光発電システム設置件数 (累計)	件	1	2	(増加予定)
	○ 駅からハイキングの参加者数	人	435	450	500
	○ 地域循環バスの1日当たり乗・降者数	人	443	500	550
	○ 廃食用油 (天ぶら油) の回収量	ℓ	654	700	750
	○ 廃食用油 (天ぶら油) から精製したBDFの利用状況	ℓ	20	40	60
	△ 市役所の事務・事業に伴う電気使用量	kwh	511,295	—	—
	△ 公共施設への省エネナビ導入状況	箇所	1	—	—

■ 環境保全に取り組むための基盤づくり

環境要素	指標 (●:達成指標、○:取組指標、△:モニタリング指標)	単位	現況	目標	
				中間 (H29 年度)	最終 (H35 年度)
環境教育 ・ 環境学習	○ アドベンチャークラブ運営事業の登録人員	人	52	(現状維持)	(現状維持)
	○ 少年ジャンボリー実施事業の登録人員	人	107	(現状維持)	(現状維持)
	○ ふるさと体験交流事業への参加者数	人	53	(現状維持)	(現状維持)
各主体 による 環境保全 活動	○ 環境保全に関するキャンペーンや市民参加型イベントの開催回数	回	3	(現状維持)	(現状維持)
	○ 市のホームページにおける環境関連サイトの開設	件	4	5	10
	○ 市の広報紙における環境関連の啓発記事等の掲載回数	回	12	(現状維持)	(現状維持)

＜ アンケートにより把握する環境指標 ＞

定量的な状況把握が比較的困難な環境要素や市民の環境保全活動への取組状況について、アンケート調査により把握する市民満足度等を指標として設定しています。

分野	環境要素	指標	単位	現況
自然環境	農地・果樹園	地産地消を心がけている市民の割合	%	79.8
	森林	山や川などの自然環境の豊かさに満足している割合	%	80.2
	河川・水辺	身近な自然や生き物とのふれあいやすさに満足している割合	%	64.8
		川や池沼等の水辺のきれいさに満足している割合	%	45.3
生活環境	大気質、音、 におい、かおり	空気のきれいさ、においなどに満足している割合	%	72.8
		家の周りの静けさなどに満足している割合	%	72.9
		家の庭や畑でゴミを燃やさないようにしている市民の割合	%	93.2
	水・土壌環境	下水道整備などの生活排水処理の取り組みに満足している割合	%	61.3
	廃棄物	ゴミ出し(分別・収集方法)マナーのよさに満足している割合	%	59.3
快適環境	都市的環境	身近な公園や緑地の多さ、利用しやすさに満足している割合	%	39.6
地球環境	地球温暖化	事業所において太陽光発電システムを設置している割合	%	5.5
		公共交通機関の利用しやすさに満足している割合	%	35.8
環境保全に 取り組む ための 基盤づくり	環境教育・環境学習	学校や地域等での環境学習の充実さに満足している割合	%	57.8
	各主体による 環境保全活動	近隣関係や地域コミュニティのよさに満足している割合	%	64.9
		市民一人ひとりの環境に対する意識の高さに満足している割合	%	37.2
		協働の環境保全活動へ積極的に参加したいと答えた市民の割合	%	12.4
		環境マネジメントシステムを構築している事業者の割合	%	30.7
		環境報告書を作成し公表している事業所の割合	%	50.8

第5章 重点施策

本市の環境の現状や課題などを踏まえ、市の環境保全のシンボルとなって他の施策を牽引し、目指す環境像の実現に向けて先導的かつ重点的な取り組みについて重点施策として位置づけ、各主体に求められる役割や目標等を示しています。

〔重点施策1〕

耕作放棄地解消に向けた、
都市住民との交流促進の仕組みづくり

〔重点施策2〕

市民や事業者との協働による、森林の維持・管理・保育

〔重点施策3〕

地域の特性に応じた生活排水処理施設の計画的な整備

〔重点施策4〕

廃棄物の減量と資源の有効活用

〔重点施策5〕

地域資源を活かした再生可能エネルギーの導入・普及促進

〔重点施策6〕

市民・事業者が主体的に取り組むための基盤づくり

第5章 重点施策

重点施策 1

耕作放棄地解消に向けた、都市住民との交流促進の仕組みづくり

【事業の背景・ねらい】

本市はぶどうやモモをはじめとする果樹栽培が盛んであり、市域面積の約1割を農地が占めています。しかし、農業人口は年々減少しており、これに伴う担い手不足により、経営耕地面積の減少と耕作放棄地の増加が進む傾向にあります。

地域の耕作放棄地について調査し現状を把握するとともに、地域の農家・住民に対して協力を呼びかけ、グリーンツーリズムをはじめとする都市住民との交流を通して耕作放棄地の活用促進を図ります。



▲ 耕作放棄地のひまわり
(神金大久保平地区)

【環境指標】

環境指標 (●:達成指標、○:取組指標、△:モニタリング指標)		単位	現状	目標	
				中間 (平成 29 年度)	最終 (平成 35 年度)
●	耕作放棄地の面積	ha	153	(現状維持)	(現状維持)
○	新規就農者数	人	10	15	20
○	就農相談会の開催回数	回	1	2	2

【各主体の取り組み】

【市の取り組み】

- 農地の利用状況を定期的に調査・把握し、耕作放棄地対策の基礎資料とします。(耕作放棄地マップの作成など)
- 農業者の協力を得ながら、市内の耕作放棄地における市民農園等、放棄地解消事業の実施を促進します。
- 農村交流に対する地域の農家や住民の参加を促進し、受入れ農家の登録など受入体制(組織)づくりに努めます。
- 新規就農者に対する就農相談会や農業学習会、セミナー開催等を通して、就農希望者や定年退職後の帰農希望者に対する、新規就農支援事業を進めます。
- 甲州市農地流動化奨励補助金の活用など、耕作希望者と土地所有者との橋渡しをはじめ、農地あっせんの仕組みづくりを推進します。

【市民の取り組み】

- 農業体験や都市住民との農村交流に参加しましょう。

【事業者の取り組み】

- 農村交流に関心をもち、積極的に参加しましょう。
- 都市住民を受入れる、受入れ農家に登録し協力しましょう。
- 営農していない農地については、放置せず耕作希望者へ提供しましょう。

重点施策 2

市民や事業者との協働による、森林の維持・管理・保育

【事業の背景・ねらい】

本市は大菩薩山系や秩父山系をはじめとする、市域面積の8割を占める森林を有しており、自然環境保全地区に指定されているほか、山岳観光や自然観察会など賑わいを見せています。しかし一方で、林家数は年々減少しており、森林の衰退が懸念されます。

林道整備や各主体の協働を通じた、森林の維持・管理と保育の推進を図ります。



▲ 塩の山の保護活動の様子

【環境指標】

環境指標 (●:達成指標、○:取組指標、△:モニタリング指標)		単位	現状	目標	
				中間 (平成 29 年度)	最終 (平成 35 年度)
●	森林間伐面積	ha	120	140	160
○	林道整備箇所数	箇所	5	5	9
○	大菩薩森林事業参加者数	人	25	(現状維持)	(現状維持)

【各主体の取り組み】

【市の取り組み】

- 森林整備計画や森林施業計画等の策定により、林道の開設・整備・維持管理などの施業を推進します。
- 地権者と協力し、協働による山林管理及び学校教育林活用等の有効な対応策を検討します。
- 「企業の森推進事業」を活用し、森林の整備・保全推進事業を進めます。
- 大菩薩の森や甲斐の国大和自然学校等の、森林体験事業を進めます。

【市民の取り組み】

- 林業体験などの森林保全活動に積極的に参加しましょう。
- 甲斐の国大和自然学校など、自然体験型施設を積極的に利用しましょう。

【事業者の取り組み】

- 「企業の森推進事業」などを活用し、森林整備に取り組みましょう。
- 地場産材や間伐材を積極的に活用し、それらを取り入れた製品開発等を検討しましょう。

重点施策 3

地域の特性に応じた生活排水処理施設の計画的な整備

【事業の背景・ねらい】

本市では、公共下水道及び合併処理浄化槽の整備を進めており、環境負荷の少ない処理方法への転換が進行しています。しかし、公共下水道及び合併処理浄化槽の普及率については、山梨県の平均値よりやや下回っています。

生活雑排水が未処理の世帯について、地域の状況に応じた計画的な整備を進めるとともに、市民に対し生活排水処理の必要性の理解促進を図ります。



▲ 下水道ポスターコンクール

【環境指標】

環境指標 (●:達成指標、○:取組指標、△:モニタリング指標)		単位	現状	目標	
				中間 (平成 29 年度)	最終 (平成 35 年度)
○	公共下水道普及率	%	51.72	58.0	58.0
○	浄化槽(合併)処理人口※	人	4,173	4,761	4,761
○	キャンペーン実施回数	回	3	(現状維持)	(現状維持)

※ 現在調査中につき、今後見直しの可能性があります

【各主体の取り組み】

【市の取り組み】

- 一般廃棄物処理基本計画に基づき、地域特性に応じた下水・排水処理施設(公共下水道及び合併処理浄化槽)の計画的な整備、普及促進に取り組めます。
- 公共下水道の供用開始区域については、未接続世帯を個別訪問するなどして速やかな接続を要請します。
- 生活排水処理の重要性や適切な浄化槽維持管理の必要性に対する市民の認識拡大に取り組めます。

【市民の取り組み】

- 公共下水道への接続もしくは、合併処理浄化槽の設置・維持管理に取り組み、生活排水による汚濁防止に努めましょう。

【事業者の取り組み】

- 公共下水道への接続もしくは、合併処理浄化槽の設置・維持管理に取り組み、事業排水の適切な処理に努めましょう。

重点施策 4

廃棄物の減量と資源の有効活用

【事業の背景・ねらい】

本市のごみ排出量は減少傾向にあり、1人1日平均排出量についても山梨県内の平均値を下回っています。

ごみ減量に向けた取り組みを継続するとともに、今後はエネルギーとして再利用する方策についても検討を進め、限りある資源の有効活用を図ります。



▲ ごみゼロの日の様子

【環境指標】

環境指標 (●:達成指標、○:取組指標、△:モニタリング指標)	単位	現状	目標	
			中間 (平成 29 年度)	最終 (平成 35 年度)
● 1人1日当たりのごみ排出量(生活系ごみ)	g	742	705	703
● リサイクル率	%	21.6	28.0	28.0
○ 資源ごみ団体回収報償金制度実施団体数	団体	90	118	142

【各主体の取り組み】

【市の取り組み】

- 生ごみ処理容器及び処理機購入補助金制度の利用を促進します。
- イベント等における、デポジット制度の導入を検討します。
- 資源ごみ団体回収報償金制度や、適切な買取価格設定、対象品目の拡大など、資源ごみ回収に対する有効な促進施策を検討します。
- 果樹園や公園、街路樹の剪定枝や落ち葉のチップ化・堆肥化及び、公園や散策路への散布など、その利用方を検討します。
- ごみ減量化推進キャンペーンやごみ分別カレンダーの配布等を通して、ごみ分別の徹底に努めます。
- 剪定枝や草木ごみの回収の仕組みづくりを検討します。

【市民の取り組み】

- 地域で行われている廃品回収や資源物の集団回収に協力しましょう。
- 買い物をする際は、簡易包装の商品を選ぶとともに、マイバックを持参し、レジ袋の利用を控えましょう。
- マイ箸やマイボトルの利用に努めましょう。
- ごみの分別・回収ルールを守るとともに、「家電リサイクル法」により資源回収が義務付けられているテレビや冷蔵庫等の家電も適切に処理しましょう。

【事業者の取り組み】

- 卸売り・小売業では、商品の簡易包装や梱包材等の発生抑制に努めましょう。
- 消費者に対して、マイバックの利用を呼びかけ、市のノーレジ袋キャンペーンに協力しましょう。
- 事業系ごみは決められた排出ルールを守り、排出者の責任において適正に処理しましょう。
- 建設業者等は、「建設リサイクル法」に従い、産業廃棄物の再資源化及び適正業者への委託による不法投棄の未然防止に努めましょう。

重点施策 5

地域資源を活かした再生可能エネルギーの導入・普及促進

[事業の背景・ねらい]

本市の気候は少雨地帯で晴天が多く、日照時間及び日射量ともに年間を通して比較的に高い値を示しています。このような太陽光発電や太陽熱利用に適した条件を活かし、太陽光発電及び太陽熱利用の促進を図ります。

また、約8割を森林が占める自然的特性を有するほか、果樹栽培やワイン製造の過程で植物性残さが多量に発生することから、これらのバイオマス資源について有効な活用方策を検討します。

さらに、本市の起伏の大きな地形と流量が豊富な河川の上中流域にあたることから、小水力発電の導入・普及について検討します。



▲ 太陽光パネル

[環境指標]

環境指標 (●:達成指標、○:取組指標、△:モニタリング指標)	単位	現状	目標	
			中間 (平成 29 年度)	最終 (平成 35 年度)
○ 家庭に対する太陽光発電システム設置補助件数 (累計)	件	(今後実施)	250	500
○ 公共施設における太陽光発電システム設置件数 (累計)	件	1	2	(増加予定)
○ 廃食用油(天ぷら油)から精製したBDFの利用状況	ℓ	20	40	60

[各主体の取り組み]

【市の取り組み】

- 市内の住宅への、太陽光発電システムや太陽熱利用システムの設置に対して、情報提供を行うとともに、助成を検討します。
- 廃食用油(天ぷら油)の回収及び、バイオディーゼル燃料(BDF)の精製・再利用を推進します。
- 小水力発電など、地域資源を活かした再生可能エネルギーの市内への導入及び、普及方策について検討します。
- 甲州市に適した市民共同発電の導入及び、普及方策について検討します。

【市民の取り組み】

- 太陽光発電システムや太陽熱利用システムなど、再生可能エネルギーの利用に努めましょう。
- 市の廃食用油(天ぷら油)の回収に協力しましょう。
- 地球温暖化防止に資する高効率機器やクリーンエネルギー自動車等を利用しましょう。

【事業者の取り組み】

- 太陽光発電システムや太陽熱利用システムなど、再生可能エネルギーの利用に努めましょう。
- 林地残材や果樹剪定枝の資源としての活用を検討しましょう。
- 食品加工工場において、製造過程で発生する植物性残さの資源としての活用を検討しましょう。
- 飲食店や食品加工工場は市の廃食用油(天ぷら油)の回収に協力しましょう。

重点施策 6

市民・事業者が主体的に取り組むための基盤づくり

【事業の背景・ねらい】

環境保全活動への参加について、「積極的に参加したい」等の意欲的な意見が8割以上を占めており、市内において環境保全にかかわるNPOやボランティアの活動も盛んです。

市民や事業者が求めている情報の提供や啓発活動、取り組みに対する動機付けやインセンティブを付加するとともに、意欲的な地域住民の活躍の場を提供するなど、市民や事業者が環境保全活動に対して意欲をもち、主体的にやりがいをもって取り組むための基盤づくりを進めます。



▲ 花のまちづくり事業の様子

【環境指標】

環境指標 (●:達成指標、○:取組指標、△:モニタリング指標)		単位	現状	目標	
				中間 (平成 29 年度)	最終 (平成 35 年度)
○	ふるさと体験交流事業への参加者数	人	53	(現状維持)	(現状維持)
○	市のホームページにおける環境関連サイトの開設	件	4	5	10
○	環境保全に関するキャンペーンや市民参加型イベントの開催回数	回	3	(現状維持)	(現状維持)

【各主体の取り組み】

【市の取り組み】

- NPO、ボランティア団体の活動に対する援助など、市民の自主的な環境保全活動への支援体制を整備します。
- 地域の環境に精通した専門家の育成・認定制度(環境マイスター制度)を検討します。
- 学校図書館や市立図書館における環境関連図書や資料等の充実に努めます。
- 市民や事業者に対して、パンフレットやホームページ等により、取り組みの参考となる先進的な取り組み事例などの具体的な情報提供を推進します。



【市民の取り組み】

- 地域コミュニティ等で行われている美化・緑化活動に積極的に参加しましょう。
- 知識や技術・経験を有する人は、人材登録制度等を活用し、活動の場を広げましょう。
- 情報や意見交換、地域情報の発信を行い、環境保全の取り組みの輪を広げましょう。



【事業者の取り組み】

- 地域コミュニティ等で行われている美化・緑化活動に積極的に参加しましょう。
- 知識や技術・経験を有する人は、人材登録制度等を活用し、環境技術や環境保全に関するノウハウを地域の環境保全活動へ活かしましょう。
- 環境マネジメントシステムを構築し、環境負荷の少ない事業活動に努めましょう。

第6章

計画の推進・進行管理

計画策定後の実効性を確保するために、市民や事業者、市等が協働して計画を推進・進行管理していくための体制や手法、経済的障壁への対応方策などを検討しています。

6－1 計画の推進体制

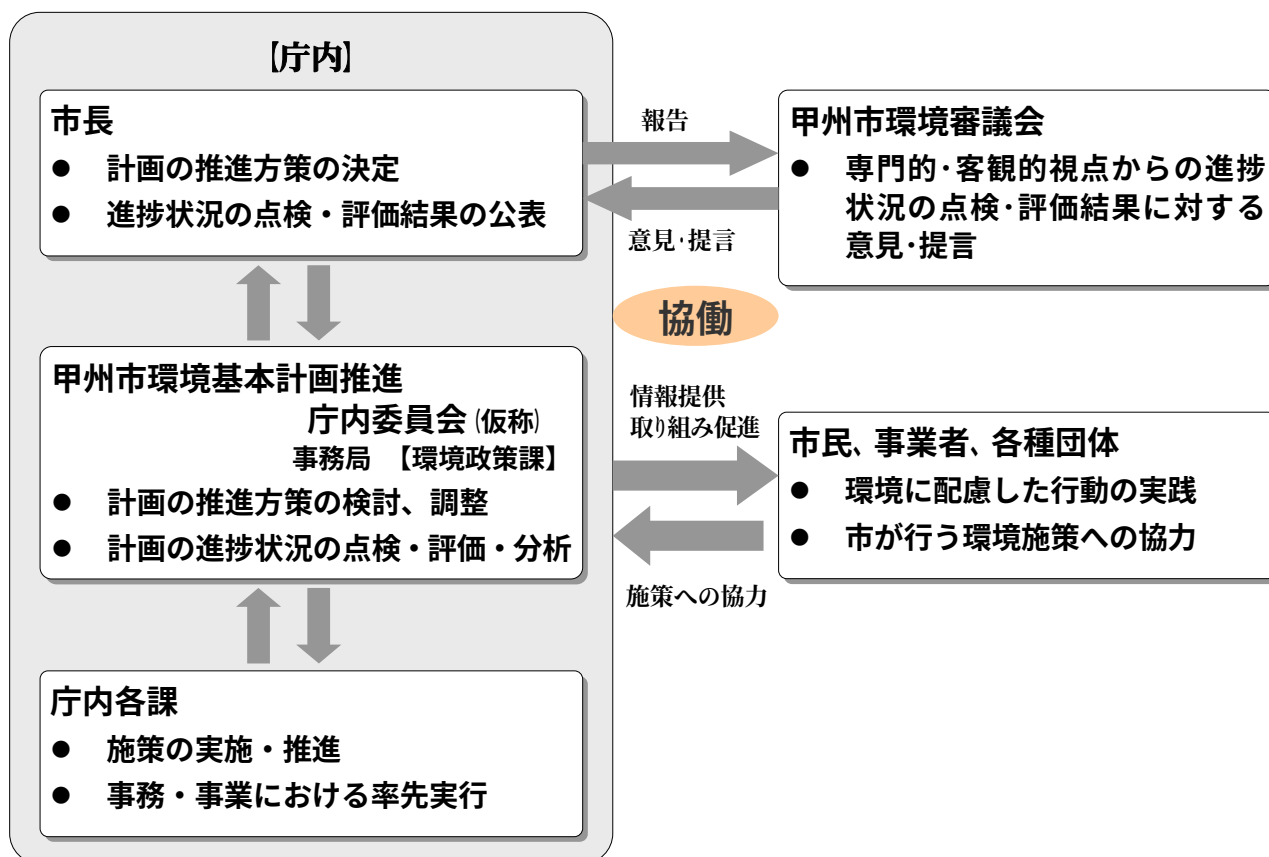
6－2 計画の進行管理

6－3 経済的障壁への対応方策の検討

第6章 計画の推進・進行管理

6-1 計画の推進体制

計画策定後の実効性を確保するため、計画の実施主体である市民、事業者、市が一体となり、それぞれが与えられた役割を果たし、この計画を推進していくための仕組みづくりに努めます。



■ 甲州市環境審議会

専門的・客観的視点から、計画の進捗状況や目標の達成状況の点検・評価結果に対して審議を行い、意見や提言を行います。

■ 甲州市環境基本計画推進庁内委員会（仮称）

本計画で定める施策や事業を総合的かつ計画的に推進していくため、庁内の組織横断的な連携・調整を図ることを目的として開催します。

本計画の推進方策の検討や庁内の調整、進捗状況の点検・評価・分析などを行います。

■ 市民参加の推進

本計画を着実に推進し、効果を上げていくためには、市民や事業者の理解と積極的な参画が必要です。そのためにも、市は本計画の目的及び内容について、市民、事業者及び関係機関等に対して広く広報するとともに、その趣旨の徹底に努めます。

また、市民や事業者の主体的な活動を支援するために、情報の提供、各主体のネットワークづくりの支援など必要な措置について、それぞれの行政分野で施策として位置づけ、市民参加の推進を図ります。

■ 各種行政計画との連携・調整

本計画は、市域における環境の保全及び創造に関する最も基本となる計画であり、他の行政計画においても本計画との整合が図られている必要があります。

このため、市の他の行政計画のうち、環境の保全及び創造にかかわる部分については、本計画で定める基本的な方向性に沿って策定・推進するとともに、必要に応じて本計画の見直しを図ることとします。

■ 周辺自治体との連携

広域的な環境問題に取り組むにあたっては、甲州市域だけを対象に考えるのではなく、広域的な視点で取り組むことも非常に重要です。

例えば大菩薩山系における森林整備や、富士川水系の水質浄化対策など広域的視点から取り組む必要があるものについては、周辺自治体や山梨県などと連携して事業を推進するとともに、積極的に情報交換や意見交換を図ります。

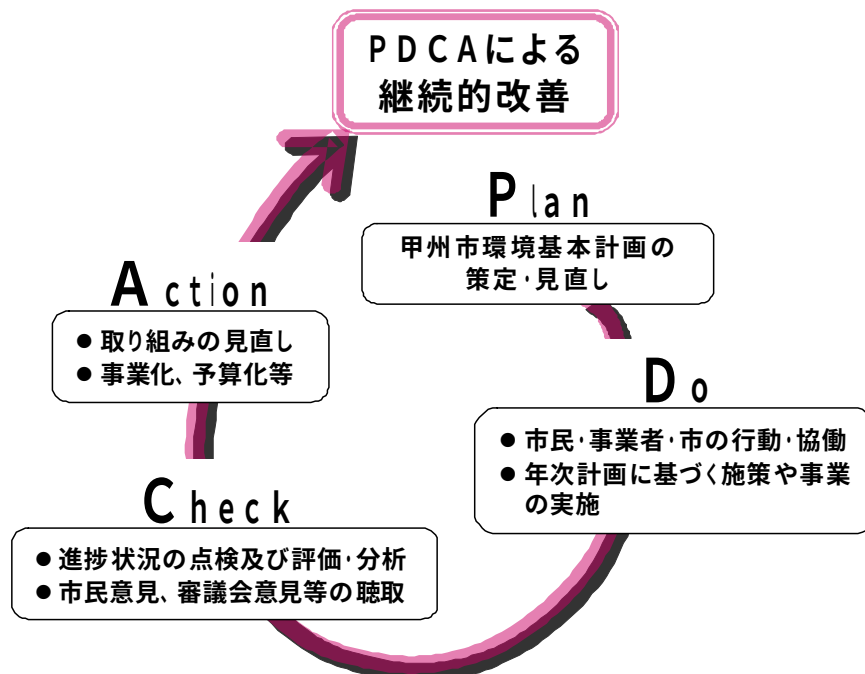
■ 環境保全に係る情報の収集及び提供

環境問題の解決及び環境保全の取り組みを効果的に進めていくためには、市民、事業者、市などが正確で最新の情報を共有していることが重要です。

よって、本市においても環境の保全と創造に向けて、地域環境の実態に関する情報や、行動を促進する具体的な取り組み方法・暮らしに役立つ情報を、ホームページや広報等を活用して提供します。

6-2 計画の進行管理

計画に基づく施策の実行性を高め、実効的かつ継続的に計画を推進していくための進行管理方策として、Plan（計画）、Do（行動）、Check（点検）、Action（見直し）のPDCAサイクルを基本とした進行管理体制を整備します。



Plan（計画）／計画の策定及び見直し、公表

- ・ 市は本計画を策定し、広く市民へ公表するとともにその趣旨及び内容の周知に努めます。
- ・ 計画策定後は、毎年、市の環境の状態や環境保全活動の取り組み実施状況について年次報告書や広報紙などを用いて公表します。

Do（行動）／計画に基づく施策の実施・推進

- ・ 市民・事業者との協働のもと、市は計画に基づく取り組みを着実に実施・推進します。

Check（点検）／環境の現況及び施策の実施状況等の点検・評価

- ・ 市域の環境の状態や、本計画に基づいて市が講じた施策の実施状況などを整理し、庁内において点検・評価します。この点検・評価結果に対し、環境審議会から意見を聴取します。

Action（見直し）／見直し及び改善方策の検討

- ・ 上記の点検・評価結果及び環境審議会からいただいた意見などを踏まえ、施策の実施が滞っている場合や、施策の効果が不十分であると考えられる場合には、原因を究明して計画の推進方策や施策内容を見直し、改善方策を検討します。
- ・ また、次年度の取り組みに向け、必要に応じて事業化や予算措置の検討を行います。

6 - 3 経済的障壁への対応方策の検討

計画に掲げる目標の達成に向け、施策や事業を安定的かつ継続的に推進していくため、適切な財政的措置を図ります。特に重点事業など、確実な実施が求められる取り組みについては、市の財政状況を勘案し、国や県、各種法人などによる補助制度の活用を検討するなどしながら、適切な財源の確保に努めます。

また、施策の推進にあたっては、費用対効果を勘案するとともに、市民や事業者・民間団体の協力を得るなどして、効率的・効果的に実施するように努めます。

資料編

-
- 資料. 1 甲州市環境基本条例
 - 資料. 2 計画の策定体制
 - 資料. 3 計画の策定経過
 - 資料. 4 甲州市環境基本計画策定について（諮問・答申）
 - 資料. 5 用語解説
-

資料. 1 甲州市環境基本条例

○甲州市環境基本条例

平成 18 年 3 月 29 日
条例第 14 号

目次

- 第 1 章 総則(第 1 条～第 6 条)
- 第 2 章 環境の保全及び創造に関する施策の基本指針(第 7 条)
- 第 3 章 環境の保全及び創造に関する基本的施策(第 8 条～第 21 条)
- 第 4 章 地球環境保全の推進(第 22 条)
- 第 5 章 環境の保全及び創造に関する施策の推進体制(第 23 条・第 24 条)
- 第 6 章 環境審議会(第 25 条～第 30 条)
- 第 7 章 補則(第 31 条)
- 附則

第 1 章 総則

(目的)

- 第 1 条 この条例は、環境の保全及び創造について、基本理念を定め、並びに市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で安全かつ快適な生活を営むための良好な環境の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

- 第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (2) 地球環境保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で安全かつ快適な生活の確保に寄与するものをいう。
- (3) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁(水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。)、土壤の汚染、騒音、振動、地盤の沈下(鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。)及び悪臭によって、人の健康又は生活環境(人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。以下同じ。)に係る被害が生ずることをいう。

(基本理念)

- 第 3 条 環境の保全及び創造は、次に掲げる事項を基本理念(以下「基本理念」という。)として行わなければならない。

- (1) すべての市民が健康で安全かつ快適な生活を営むことができる良好な環境を確保し、これを将来の市民に継承していくべきこと。
- (2) 資源の適正な管理及び循環的な利用を図り、環境への負荷の少ない持続的に発展することが可能な社会を構築することを目的として、すべての者が公平な役割分担の下に主体的かつ積極的にこれに取り組むべきこと。
- (3) 多様な生態系及び自然環境に配慮し、人と自然との健全な共生を図るべきこと。
- (4) 地球環境保全が人類共通の課題であるとともに、市民の健康で安全かつ快適な生活を将来にわたって確保する上での課題であることを共通の認識として、あらゆる事業活動及び日常生活において、これを積極的に推進すべきこと。

(市の責務)

- 第 4 条 市は、基本理念にのっとり、環境の保全及び創造に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の責務)

- 第 5 条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずる公害を防止し、及び自然環境を適正に保全するために必要な措置を講ずる責務を有する。

- 2 前項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、これに伴う環境への負荷の低減その他環境の保全及び創造に自ら積極的に努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

(市民の責務)

- 第 6 条 市民は、基本理念にのっとり、その日常生活に伴う環境への負荷の低減に努めなければならない。

- 2 前項に定めるもののほか、市民は、基本理念にのっとり、環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

第 2 章 環境の保全及び創造に関する施策の基本指針

(施策の基本指針)

- 第 7 条 市は、環境の保全及び創造に関する施策を策定し、及び実施するに当たっては、基本理念にのっとり、次に掲げる事項を基本として、施策相互の有機的な連携を図りつつ、総合的かつ計画的に行わなければならない。

- (1) 市民の健康が保護され、及び生活環境が保全され、並びに自然環境が適正に保全されるよう、大気、水、土壌その他の環境の自然的構成要素を良好な状態に保持すること。
- (2) 生態系の多様性の確保を図るとともに、森林、農地、水辺地等における多様な自然環境を地域の自然的社会的条件に応じて体系的に保全すること。
- (3) 人と自然との豊かな触れ合いを保つこと。
- (4) 環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会を構築するため、廃棄物の減量、資源の循環的な利用及びエネルギーの有効利用の推進を図ること。

第3章 環境の保全及び創造に関する基本的施策

(環境基本計画)

第8条 市長は、環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、環境の保全及び創造に関する基本的な計画(以下「環境基本計画」という。)を定めなければならない。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 環境の保全及び創造に関する目標
 - (2) 環境の保全及び創造に関する施策の大綱
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、市民及び事業者の意見を反映することができるよう、必要な措置を講じなければならない。
- 4 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ、甲州市環境審議会に諮問しなければならない。
- 5 市長は、環境基本計画を定めたときは、速やかに、これを公表しなければならない。
- 6 前3項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(年次報告)

第9条 市長は、毎年、市の環境の状況及び環境基本計画に基づき実施された施策の実施状況を明らかにするため、年次報告書を作成し、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第10条 市は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施しようとするときは、環境基本計画の定めるところに従い、環境の保全及び創造について配慮しなければならない。

(規制の措置)

第11条 市は、公害その他の環境の保全上の支障を防止するため、その原因となる行為に関し、必要な規制の措置を講ずるものとする。

(協定の締結)

第12条 市長は、環境の保全上の支障を防止するため必要があると認めるときは、事業者等と環境の保全に関する協定を締結するものとする。

(誘導的措置)

第13条 市は、事業者及び市民が自ら環境への負荷を低減するための適切な措置をとるように誘導するため、必要かつ適正な措置を講ずるように努めるものとする。

(環境の保全及び創造に関する施設の整備等)

第14条 市は、下水道、廃棄物の処理施設その他の環境の保全上の支障の防止に資する公共的施設の整備を図るため、必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、公園、緑地その他の公共的施設の整備その他の自然環境の適正な整備及び健全な利用を図るための事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(廃棄物の減量の推進等)

第15条 市は、環境への負荷の低減を図るため、市民及び事業者による廃棄物の減量、資源の循環的な利用及びエネルギーの有効利用が推進されるよう、必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、製品、役務等の利用の促進を図るため、必要な措置を講ずるものとする。

(環境の保全及び創造に関する教育等の推進)

第16条 市は、市民、事業者又はこれらの者の組織する民間の団体(以下「民間団体等」という。)が、環境の保全及び創造についての理解を深め、民間団体等の環境の保全及び創造に関する活動を行う意欲が増進されるよう、環境の保全及び創造に関する教育及び学習の推進に努めるものとする。

2 市は、特に児童及び生徒の環境の保全及び創造に関する教育及び学習を積極的に推進するように努めるものとする。

(民間団体等の自発的な活動の促進)

第17条 市は、民間団体等が自発的に行う緑化活動、環境美化活動、再生資源に係る回収活動その他の環境の保全及び創造に関する活動を促進するため、技術的な指導又は助言その他必要な措置を講ずるものとする。

(情報の提供)

第18条 市は、環境の保全及び創造に資するため、環境の保全及び創造に関する情報を収集するとともに、個人及び法人の権利及びその利益の保護に配慮しつつ、その情報を適切に提供するように努めるものとする。

(調査の実施等)

第19条 市は、環境の保全及び創造に関する施策を策定し、及び推進するため、環境の状況を把握するとともに、必要な調査及び研究を行うものとする。

- 2 市は、環境の状況を的確に把握し、環境の保全及び創造に関する施策を適正に実施するために必要な監視、測定等の体制を整備するものとする。

(財政上の措置)

第 20 条 市は、環境の保全及び創造に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(市民の意見の反映)

第 21 条 市は、環境の保全及び創造に関する施策に市民の意見を反映するため、市民から提言を受けるための措置その他必要な措置を講ずるものとする。

第 4 章 地球環境保全の推進

(地球環境保全の推進)

第 22 条 市は、地球環境保全に貢献することのできる施策を推進するものとする。

- 2 市は、国、他の地方公共団体又は民間団体等と連携し、地球環境保全に関する国際協力を推進するように努めるものとする。

第 5 章 環境の保全及び創造に関する施策の推進体制

(推進体制の整備)

第 23 条 市は、市の機関相互の緊密な連携及び施策の調整を図り、環境の保全及び創造に関する施策を推進するための体制を整備するものとする。

- 2 市は、市民及び事業者と協力し、環境の保全及び創造に関する施策を効果的に推進するための体制を整備するものとする。

(国及び他の地方公共団体との協力)

第 24 条 市は、広域的な取組を必要とする環境の保全及び創造に関する施策については、国及び他の地方公共団体と協力して、その推進に努めるものとする。

第 6 章 環境審議会

(環境審議会)

第 25 条 環境の保全及び創造に関する基本的事項について調査審議するため、甲州市環境審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第 26 条 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 環境基本計画に関する事項
- (2) 公害の防止又は除去に関する重要事項
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する基本的事項

- 2 審議会は、環境の保全及び創造に関する基本的事項について、市長に意見を述べることができる。

(組織)

第 27 条 審議会は、委員 15 人以内をもって組織する。

- 2 委員は、市民及び環境に関し知識経験を有する者のうちから市長が委嘱する。

(任期)

第 28 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第 29 条 審議会に会長及び副会長 1 人を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により選任する。

- 3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 30 条 審議会は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

- 4 会長は、審議会の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

第 7 章 補則

(委任)

第 31 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

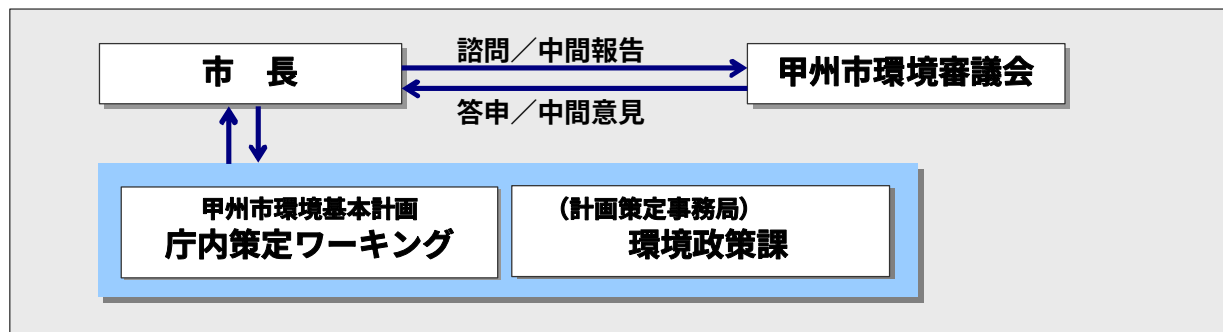
(甲州市公害防止条例の一部改正)

- 2 甲州市公害防止条例(平成 17 年甲州市条例第 179 号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

資料. 2 計画の策定体制

■ 計画の策定体制



■ 甲州市環境審議会委員名簿

(順不同・敬称略)

氏 名	所 属
澤田 芳昭 さわだ よしあき	甲州市医師会 会長
田邊 裕人 たなべ ひろと	甲州市区長会 会長
日向 正 (副会長) ひゅうが ただし	保健環境委員会 会長
鮎澤 京子 あゆざわ きょうこ	県消費生活相談員 委員
矢崎 富江 やざき とみえ	県消費生活相談員 委員
長田 さと子 おさだ さとこ	男女共同参画推進委員 委員長
松橋 勝美 まつはし かつみ	甲州市商工会 会長
岩波 操 いわなみ みさお	JA フルーツ山梨 塩山支所長
若林 義秀 わかばやし よしひで	JA フルーツ山梨 勝沼支所長
那須 正源 (会長) なす まさもと	奥野田地区環境を守る会 元会長
島田 勝久 しまだ かつひさ	一般応募者

資料. 3 計画の策定経過

■ 計画の策定経過

期 日	活 動
平成 22 年度	
8 月下旬～ 10 月 15 日	環境保全に関する市民・事業者アンケート
平成 23 年度	
8 月 29 日	第 1 回 甲州市環境審議会【諮問】
9 月 27 日	第 2 回 甲州市環境審議会
11 月 17 日	第 1 回 甲州市役所庁内策定ワーキング
11 月 29 日	第 3 回 甲州市環境審議会
1 月 4 日～ 2 月 3 日	パブリックコメント(市民意見提出手続)
2 月 16 日	第 4 回 甲州市環境審議会
3 月 14 日	甲州市環境基本計画について【答申】



▲ 環境審議会の様子

資料. 4 甲州市環境基本計画策定について（諮問・答申）

■ 甲州市環境基本計画策定について（諮問）

甲 州 環 第 8 - 1 7 号

平 成 2 3 年 8 月 2 9 日

甲 州 市 環 境 審 議 会

会 長 那 須 正 源 様

甲 州 市 長 田 辺 篤

甲 州 市 環 境 基 本 計 画 策 定 に つ い て （ 諮 問 ）

甲州市の環境保全及び創造に関する施策を総合かつ計画的に推進するための基本となる計画を策定したいので、甲州市環境基本条例（平成18年甲州市条例第14号）第8条第4項の規定により、貴審議会の意見を求めます。

■ 甲州市環境基本計画策定について（答申）

平成24年 3月14日

甲州市長 田辺 篤 様

甲州市環境審議会
会長 那須 正源

甲州市環境基本計画策定について（答申）

甲州市環境審議会では、平成23年8月29日において諮問を受けました内容について、4回に渡り、継続的な環境保全活動の推進の視点から慎重に検討を重ね、審議結果を甲州市環境基本計画(案)へ反映致しました。別冊のとおり答申致します。

以下の事項に留意の上、本答申に基づいて速やかに甲州市環境基本計画として決定し、市民へ効果的に周知するとともに、市民・事業者・市の協働により本計画で定める環境目標の実現に努められるよう要望します。

記

- ・ 農林業の振興を通じた自然環境の保全

生物の生息空間であるとともに、わたし達が生活する上で必要な多くの自然の恵みを受取る農地や森林の保全に向けて、基幹産業である農業及び林業の振興に取り組み、健全な状態の維持・管理を図ること。

- ・ 動植物の生息状況の把握

市内に生息する動植物の生息状況の把握に努め、開発における環境影響の低減など生態系の保全に取り組むこと。

- ・ 環境指標の適切なモニタリング

本計画に基づき本市の環境保全に取り組むに当たり、環境の状況及び取り組みの進捗状況を示す環境指標について、継続的かつ適切にモニタリングし、現状把握・評価に努めること。

- ・ 地域特性を活かした再生可能エネルギー導入

本市の恵まれた日照条件を活かした太陽エネルギー利用の普及促進や、市域の8割を占める広大な森林と果樹栽培を生業とする本市の特性を活かしたバイオマス資源の利用、起伏が大きい地形と流量が豊富な河川を活かした小水力発電など、再生可能エネルギーの導入促進に積極的に取り組むこと。

- ・ 市民ニーズに応じた情報提供の充実

市の環境状況及び環境保全活動の取り組み方法など、市民が必要としている情報を把握し適格な情報を発信するとともに、誰でも容易に収集でき、活用できるような情報提供に取り組むこと。

- ・ 協働を実現する手段の検討

協働による環境保全活動の推進に向けて、市民・事業者・市が一体となって取り組むための手段を検討するとともに、実施した取り組みに対して評価・見直しを行い適切な進行管理を図ること。

資料. 5 用語解説

[あ行]

エコアクション21

中小事業者の環境への取組を支援するとともに、その取組を効果的・効率的に実施させる簡易な環境経営システム。CO₂や廃棄物排出量等を把握し、省エネやリサイクルに取り組むことが規定されている。

エコステーション

代替燃料自動車や電気自動車などのクリーンエネルギー自動車に燃料や充電用の電気を供給する場所の総称。

エコファーマー

「持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律(持続農業法)」に基づき、「持続性の高い農業生産方式の導入に関する計画」を都道府県知事に提出して、当該導入計画が適当である旨の認定を受けた農業者(認定農業者)の愛称。認定を受けた導入計画に基づき、農業改良資金(環境保全型農業導入資金)の特例措置が受けられる。

エコフィード

食品残渣を利用した家畜飼料のこと。

[か行]

キッズISO14000 プログラム FOR SCHOOL

キッズISO14000 プログラムの手法を用いて、学校を対象に活動するプログラム。学校の児童生徒・教職員が、PDCAサイクルを用いて省エネルギーやCO₂排出削減へ向けて、いろいろな取り組みを実施し、報告をまとめ、それを第3者評価を行い、認定の水準を満たしていれば国際認定される。

キッズISO 14000 プログラム

国際芸術技術協力機構が実施主体となって日本国内及び世界各国で実施されている子ども向け環境教育プログラム。子ども達が家庭において省エネ活動等に取り組み、環境マネジメントとはどのようなものかを体験する。

グリーンツーリズム

農山漁村地域において自然・文化、農林漁業とのふれ合いや人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動。

コージェネレーション

発電と同時に発生した排熱を利用して、給湯・暖房などを行うエネルギー供給システム。

[さ行]

市民共同発電

市民の出資で、太陽光発電などの再生可能エネルギーを利用した発電を行おうとするもの。売電収入を出資者に還元したり、新たな環境活動資金にしたりする事例もある。

省エネナビ

家庭等での省エネ効果がひと目でわかるように、家庭内での電力消費量や金額換算値を表示する機器。

3R

Reduce:ごみを減らす、Reuse:ごみを再使用する、Recycle:ごみを再生利用する、これらの頭文字をとって「3R(スリーアール)」と呼ぶ。

生物多様性

種のレベル、固体レベルおよび遺伝子のレベルで広がりのあるさまざまな生物が共存している状態。

[た行]

地産地消

地元で生産されたものを地元で消費することを意味し、生産者と消費者の距離が縮まり、安全安心なものの提供を行うもの。

低騒音舗装

道路を走行する車両によって発生する騒音を低減する舗装で、小粒径の骨材を使用し高い空隙率を持った排水性舗装等をさす。

デポジット制度

一定の金額を預かり金(デポジット)として販売価格に上乗せし、製品(容器)を返却すると預かり金を消費者に戻すという仕組みのこと。

デマンド方式

予約に応じて運行する方法。

透水性舗装

舗装内に雨水などを吸収・保水し、舗装体内に保水された水分が蒸発する際に水の気化熱により路面温度の上昇を抑制する性能をもつ舗装。吸収能力以上の余分な雨水は地中に浸透されるため、豪雨時等に起こる下水や河川の氾濫の防止や植生・地中生態の改善、地下水の涵養等の効果がある。

特定外来種

外来種とは、もともとその地域に生息しない生物が人間の活動によって他の地域から入ってきたものを指し、特定外来種はその中でも特に人の生命・身体や生態系、農林水産業などに被害を与える侵略的な外来生物を、外来生物法により指定したもの。

[は行]

認定農業者制度

農業経営基盤強化促進法に基づく制度で、経営改善を図ろうとする農業者が自ら農業経営改善計画を作成・申請し、基準に適合する農業者として、市が認定することで、その計画達成に向けて、様々な支援措置を講じていこうとする制度。

燃料電池

反応をコントロールしながら水素と酸素などから電気を取り出すシステム。既に電気自動車への搭載が行われており、普及が期待される。

[は行]

バイオディーゼル燃料

菜種油・ひまわり油・大豆油・コーン油などの生物由来の油や、廃食油から作られる軽油代替燃料(ディーゼルエンジン用燃料)の総称。

ヒートポンプ

大気中の熱を利用して、消費する電気エネルギーの3～6倍の熱エネルギーを取り出すことの出来る技術。燃焼を伴わないため、環境性に優れていることが特徴。

[L]

LED

Light Emitting Diode(発光ダイオード)のことで、長寿命性・低消費電力などの特徴から照明の省エネにおいて注目されている。

[I]

ISO14001

国際標準化機構(ISO)が制定する環境マネジメントシステムに関する国際規格。事業活動において環境保全対策を計画・実施し、その結果を評価・見直していくことで環境負荷の低減を継続的に推進する仕組み。

甲州市環境基本計画
平成24年度～平成35年度

甲州市役所 環境政策課
〒404-8501 山梨県甲州市塩山上於曾 1085 番地 1
TEL 0553-32-2111 FAX 0553-32-1818
e-mail kankyou@city.koshu.lg.jp
平成24年3月

